

小国町都市計画マスタープラン

平成 18 年 12 月

小国町

策定にあたって

小国町は、まちづくりの戦略的な考え方として「白い森構想」を樹立し、人間と自然との共生形態を確立するため、これまでのまちづくりと暮らしの中（ぶな文化）に学びながら、全町が「白い森公園」であるという認識に立って、新しい文明の創造拠点づくりに取り組んでいます。

737.55km²を有する「白い森公園」の母都市となる町中心部には、都市的機能が集積されています。

小国町史には、「昭和14年に小国町の中心部に都市計画法が適用され、街路網の計画をたてて実施の段階にはいったのであったが、大東亜戦争の勃発によって施行ができなくなり長い間放置されていた。戦後、昭和22年になって、荒廃した町村道や橋りょうの復旧に着手することとなり、翌23年には文化都市の形成を目指して、都市計画事業が再開されることとなった。小国町も中心部の全域にわたり新道の開設と土地区画整理が実施された。」と記録されています。

以来、多くの先人たちの努力によって、恵まれた自然環境と調和する都市づくりが進められ、町中心部の背後に散在する90余の自然集落のネットワーク拠点になっています。この間、昭和46年には都市計画審議会条例が制定され、翌47年には「用途地域」が指定されました。

時代はいま、本格的な少子高齢社会を迎えており、人々が暮らしに求める価値は実に多様になっています。また、深刻化する地球環境問題への対応も求められています。

こうした中で、小国町の都市づくりの将来ビジョンである「都市計画マスタープラン」をとりまとめたところですが、生活利便機能をはじめとした様々な都市機能の充実と多様な活動が可能な都市空間を

構築していくことを基本戦略にしています。しかし、財政的な制約が厳しさを増しておりますので、このマスタープランの方針に基づき、既存の都市基盤の維持・管理を効率化し、都市の魅力と活力の向上を先導する取り組みを展開したいと考えています。

そして、行政はもとより、地域住民、民間事業者など都市の構成員それぞれがこのマスタープランの考え方を共有し、持続可能な協働の都市づくりを進められていくことを期待するものです。

平成18年12月

小国町長 小野 精一

答申のことば

本審議会は、平成18年11月24日に町長の諮問を受け、「小国町都市計画マスタープラン」の策定について審議を行いました。

小国町はこれまで、多くの先人たちの努力によって、恵まれた自然環境と充実した都市機能が調和するまちづくりが展開されてきました。

しかし、人口減少傾向が顕著になるとともに、本格的な高齢社会が到来し、人々が暮らしに求める価値観は実に多様になっています。

このように時代の転換期において、小国町は「白い森構想」の概念の下に、地域の資源を十分に生かしながら、新しい時代のまちづくりを進めています。

この「小国町都市計画マスタープラン」は、第三次小国町総合計画を受けて定める都市づくりの指針でありますので、本日の審議会で議論された事案を速やかに補完のうえ、小国町の資源を十分に活かした計画の進行管理を提言します。

そして、行政はもとより、地域住民、企業など、まちを構成するそれぞれの立場で参画し、様々な場面で協働のまちづくりを行い、「白い森の国」として、小国町の魅力と活力を高めて行かれますことを切望し、答申のことばとします。

平成18年11月24日

小国町長 小 野 精 一 殿

小国町都市計画審議会

会長 渡 部 鍊太郎

目次

序章	-----1
----	--------

第1章 まちづくりの課題

1. 小国町の長期総合計画(上位計画)	-----6
2. 小国町過疎地域自立促進計画〔後期計画〕	-----8
3. 小国町の概況	-----8
4. 社会環境条件	-----10
5. 交通体系	-----14
6. 都市計画の状況	-----15
7. まちづくり	-----19
8. 小国町をとりまく社会情勢	-----19
9. 生活や住まいに関する住民の意向	-----21
10. まちづくりの課題の整理	-----24

第2章 全体構想

1. まちの将来像	-----26
2. まちづくりの基本姿勢	-----26
3. 街づくりのテーマ	-----27
4. 将来のかたち	-----30
5. 都市軸	-----31
6. 住宅街なみ環境	-----31
7. 親水軸	-----37
8. 交流形成核	-----39
9. 地域商業核	-----40
10. 目標年次における小国町の姿	-----42
11. 用途地域内の土地利用の方針	-----47
12. 街づくりの方針	-----49

第3章 将来の都市構造

1. 都市空間の基本的構成	----- 55
2. 主要用途の配置方針	----- 55
3. 交通施設計画	-----56
4. 公園緑地計画	-----57

5.	河川・下水道-----	58
6.	都市防災施設-----	58
7.	環境計画-----	59
8.	住宅計画-----	60

第4章 まちづくりの推進にむけて

1.	都市計画の決定・変更-----	62
2.	まちづくりの推進に向けて-----	63

資料

小国町都市計画審議会委員

小国町都市計画策定会議委員

策定の経緯

小国町都市計画マスタープランの策定について（諮問）

小国町都市計画マスタープランの策定について（答申）

小国町都市計画マスタープラン

序章

1. 背景

第三次小国町総合計画において、都市計画に関する総括的な土地利用・都市整備を計画し、市街地における諸課題に対応してきた。

近年の社会情勢の変遷や、住民のまちづくりへの関心の高まりなど、地域社会を取り巻く環境は大きく変化しており、都市づくりの指針として、目指すべき都市の将来像と、その実現に向けた取り組みの方向性を全時的視点から整理する必要性が高まっている。

このため、第三次小国町総合計画を受けて定める小国町都市計画マスタープランを策定するものである。

2. 目的

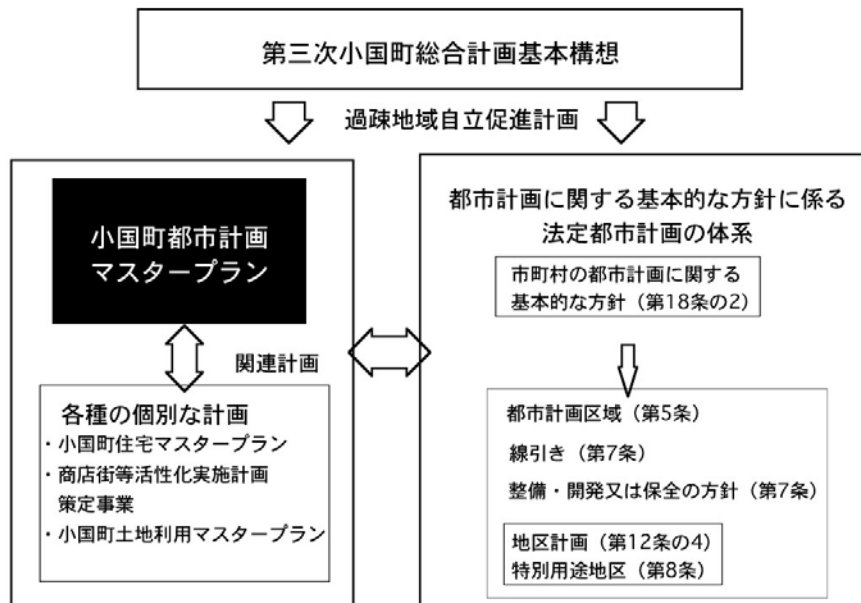
平成4年の都市計画法改正により、「市町村の都市計画に関する基本的な方針は、住民に最も近い立場にある市町村が、その創意工夫のもとに住民の意見を反映し、街づくりの将来ビジョンを確立するとともに、都市計画に関する整備方針を総合的に定める」こととした。

小国町では、平成9年度に「第三次小国町総合計画基本構想」を策定し、「豊かな自然とゆとりある暮らしが共存する白い森の国」を基本目標に計画的・戦略的なまちづくりを展開している。

「小国町都市計画マスタープラン」は「第三次小国町総合計画基本構想」を上位計画として、都市計画法第18条の2の主旨に基づきながら、将来の街の姿を構築していく上で必要な都市づくりの「計画」、「事業」、「規制」、「指導」をマスタープランの中で調整しながら、今後の小国町における都市づくりの基本的な方向を明らかにするものである。

これは、地域住民に対して、将来の街づくりの方針を示すもので、住民と民間と行政が協働して街づくりを進めるための拠点となる地域開発の計画の指針となるものであり、具体的な都市計画マスタープランについては以下のような視点から進める。

- (1) 将来の土地利用や道路・公園などの施設整備を都市づくりの観点から一体的に定める。
- (2) まちづくりの各種方針の実効を確保するため、より実行力のある計画とする。
- (3) 豊かな自然環境と共生する生活環境を構築するための指針とする。



都市計画マスタープランの枠組み

3. 計画の目標年次

本計画の目標年次は次のとおりとする。なお、今後の都市の動向や社会経済状況の変化等に応じ、これらに的確に対応できるように、必要に応じ計画内容の見直しを行うものとする。

中間目標年次：概ね 10 年後の平成 28 年

最終目標年次：概ね 20 年後の平成 38 年

4. 基本方針…「全町白い森公園」としての事業展開

豊かな自然を楽しみ、自然と人が調和し、人と人が調和し、古さと新

しさを調和させ、新たな文化を創造する共生（自然と人、人と人）空間の構築を地域づくりの理念として推進する。

また、各種都市機能の集積および魅力ある就労の場の確保、うるおいとやすらぎのある空間の形成を推進する。

緑豊かな定住環境の形成および地域内外の人々に憩いとうるおいを与える新たな機能等を整備する。

5. ゾーン別の位置づけ

全町白い森公園化をベースに、環境と共生した利便性の高い良好な市街地を構築していくため、次のゾーニングを計画の基軸とする。

- ・ 中心市街地が
「歴史や文化、人に優しい文教・商業・居住環境整備ゾーン」
- ・ 横川沿いが「親水空間整備ゾーン」
- ・ 市街地周辺が「田園・集落景観整備ゾーン」
- ・ 中心市街地東南部が「包括ケア・共生の街整備ゾーン」
- ・ JR 米坂線北東部周辺が「高度産業活動ゾーン」
- ・ それ以外の地区が「森林交流空間活用ゾーン」

（１）歴史や文化、人に優しい文教・商業・居住環境整備ゾーン

既成市街地については、旧問屋場や御役屋跡などを活かした、便利で快適な生活環境や商業環境を確保するとともに、成熟社会に対応したゆとりやうるおい、やさしさ、文化性の高い感性豊かな文教地域として、居住地域として整備を図る。また、いまだ細街路等が残っている地区もあることから、克雪や防災などに支障をきたす場所もあるので、その環境改善を検討していく。

（２）親水空間整備ゾーン

国直轄の横川ダム建設事業や砂防事業等に伴い、河川環境の安全性が高まりつつあるので、横川の自然環境の保全や美化に努めるとともに、横川が地域住民のレクリエーションや散歩を楽しむ場となるよう整備を図る。

（３）田園・集落景観整備ゾーン

農業地帯においては、歴史的に培われてきたうるおい豊かな農村を整備し、優良農地を保全する。

（４）包括ケア・共生の街整備ゾーン

あけぼの地区については、新規に宅地造成された場所で、小国町全体の医療や福祉、保健を支えるゾーンとして位置づけられ、関連施設が集積されている。また、街なみ景観に配慮された住宅地に、町営住宅や高齢者住宅などが配されているので、既成市街地からの関連づけについても検討していく。

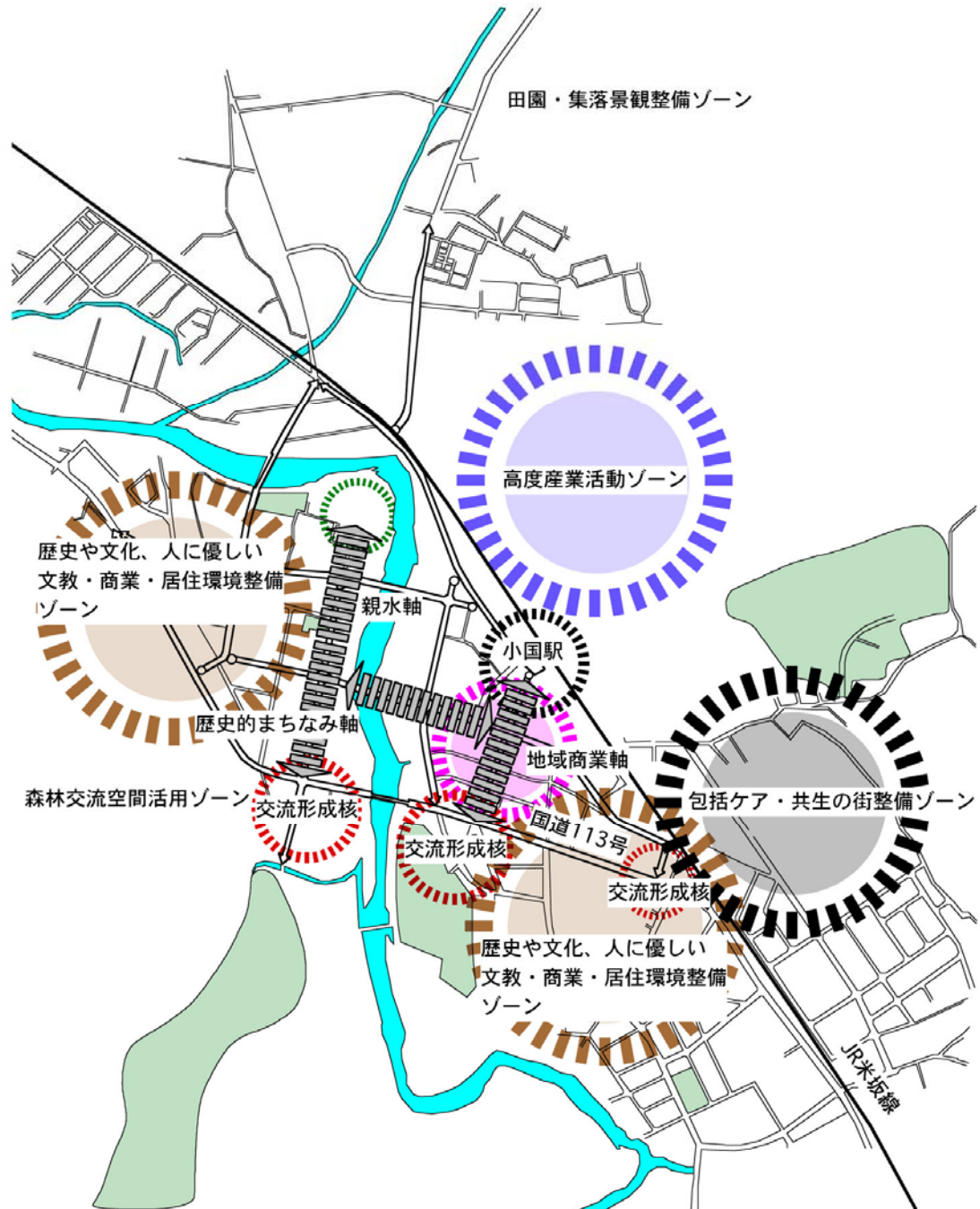
（５）高度産業活動ゾーン

戦前に立地された東芝セラミックス株式会社や日本重化学工業株式会社が、町経済を支える屋台骨となって企業活動を展開している。今後、既存企業等が持続的発展をしていくため、工業用水道の整備を図るなどの環境整備を進めていくとともに、関連企業の技術の高度化、集約化を誘導しながら、コンパクトで効率的な生産活動拠点となるような環境づくりを支援していく。

（６）森林交流空間活用ゾーン

中山間地域は、水源涵養や山地災害防止の面からも優良な森林の保全や生産性の高い林業の振興を図るとともに、現在、展開されている※¹「森林セラピー基地」の機能充実をサポートするとともに、交流の場として整備が進められている中央総合レクリエーション基地、飯豊山麓リゾート基地、朝日山麓リゾート基地へ誘う交通基盤の整備を図っていく。

※ 1 森や自然を利用して健康増進などに役立てる森林療法



街づくりのゾーン区分図

第1章 まちづくりの課題

1. 小国町の長期総合計画（上位計画）

平成20年を目標年次とする「白い森の国おぐにの基本構想」（第三次小国町総合計画）では、基本目標を「豊かな自然とゆとりある暮らしが共存する“白い森の国”」としている。

また、小国町の進むべき方向性として、「天の利」、「地の利」、「人の利」、そして「時の利」の考え方を基本に据え、新しい時代にふさわしい、自然と人々が一緒に暮らすことを可能とする生活空間を小国町につくりあげていくことを目指している。その目標実現に向けたまちづくりの大綱は「人づくり」、「環境づくり」、「暮らしづくり」である。

■ 天の利～「雪」は地域資源～

小国町の気象条件の中でも際だった特徴となっている雪の多さを、自然の恵みとして活用しながら、雪と共生する社会を築いていく。

■ 地の利～全国一のブナ林～

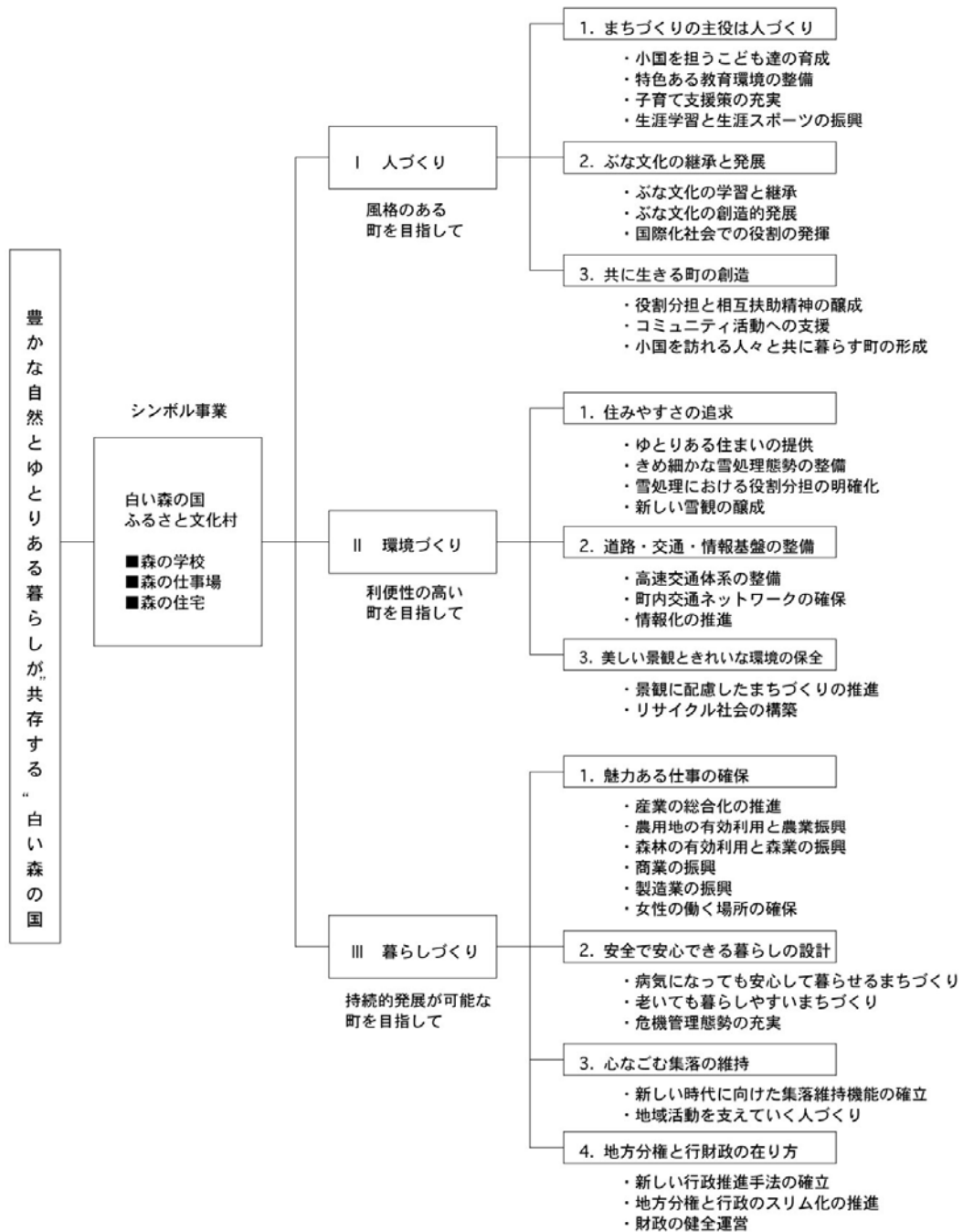
小国町は森林面積が多いだけでなく、天然林であるブナ林の占める面積は市町村の中で日本一となっており、この特徴を活かしたまちづくりを推進していく。

■ 人の利～先見性・忍耐力・創意性・文化性・意欲～

小国町の自然や歴史文化環境は忍耐強さや相互扶助の心、人情味の厚さや温かさ、大らかさを育んできた。これらの資質を有する町民とともに、受け継がれてきた独特の風俗・芸能等に現代性を加味しながら、これからのまちづくりに生かしていく。

■ 時の利～「小国の時代」の到来

経済発展の見返りに失ってきた自然や歴史文化、そして、それらを愛する心が見直され、重要視されるようになってきたこの時代は、豊かな自然と共存してきた小国町の時代の到来と言える。この可能性を持続的に高めていくことが小国町のまちづくりの基本である。



まちづくり施策の体系図

2. 小国町過疎地域自立促進計画〔後期計画〕

平成 17 年度から 21 年度までの 5 年間を期間とする本計画は、第三次小国町総合計画の実効を確保するまちづくりの基本計画でもある。後期過疎計画では、自立促進の基本方針とし、小国町の優れた条件と特性である「天の利」、「地の利」、「人の利」を生かしながら、美しく自立したまちを目指すため、その基本課題を次の 5 つにまとめている。

- (1) 自主、自立を可能とする地域づくり
- (2) 地域資源活用型産業の創出
- (3) 交流と連携を実現する基盤整備
- (4) 少子・高齢社会に対応した行政サービスの確立
- (5) 山村を担う人材の育成

3. 小国町の概況

(1) 地勢

小国町は、山形県の西南端、新潟県境に位置し、両県庁所在地である山形市と新潟市までそれぞれ約 80 km の地点にある。面積は 737.55k m²で、山形県総面積の 7.9% を占め、東京 23 区よりもやや広がっている。生活の舞台となる平地は全町域のわずか 3.7% で、町土の 94.5% は山林で占められている。地勢は越後山脈にできた断層盆地で、北方の大朝日岳、南方の飯豊山を主峰とする 1,000m 級の連山に囲まれ、他地域と隔絶した文字どおりの「小国」を形づくっている。

小国町は、町内を流れる一級河川荒川とその支線である横川、玉川に沿って 90 余りの集落が散在している。



(2) 気候

気候は、地形的な制約を受け複雑であるが、概略的には典型的な日本海型気候に属し、四方を山地丘陵に囲まれているため、盆地特有の気候の面を見せている。日本海からの湿潤な気流が高い山岳にぶつかり、地形的な上昇気流が起こるため日照時間の少ない天候が多く、夏季には驟雨性の豪雨を降らせ、秋には秋霜現象が目立っている。特に冬期には全国屈指の豪雪をもたらし、積雪は町中心部でも 2m を超えることが多く、山間奥地の集落では 4m にも及ぶ所がある。

○気温

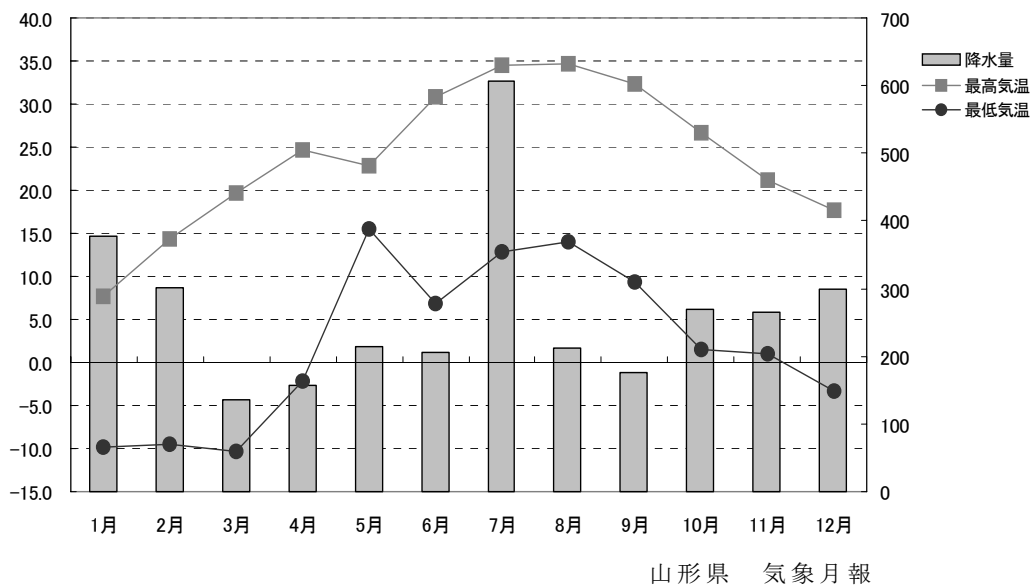
過去 20 年間（1979 年から 2000 年 気象庁）の平均気温は 10.7℃ で 8 月が最も高く 23.8℃、最も低い 1 月はマイナス 0.4℃ となっている。

○降水量

年間の平均降水量（同）は 2,871mm で他市と比較するとかなり多く、冬季の積雪のほか、集中豪雨の影響も見られる。

降雪・積雪についても、豪雪であり、平均積雪深（1979 年から 2000 年 気象庁）は町の中心部で 125 c m となっている。

平成 16 年月別気温・降水量



○日照時間

年間の日照時間は1,105時間で、山形市の1,653時間、仙台市の1,842時間と比べて少なく、月別日照時間も多い時期でも126時間である。特に冬季においては100時間/月を上回ることはない。

4. 社会環境条件

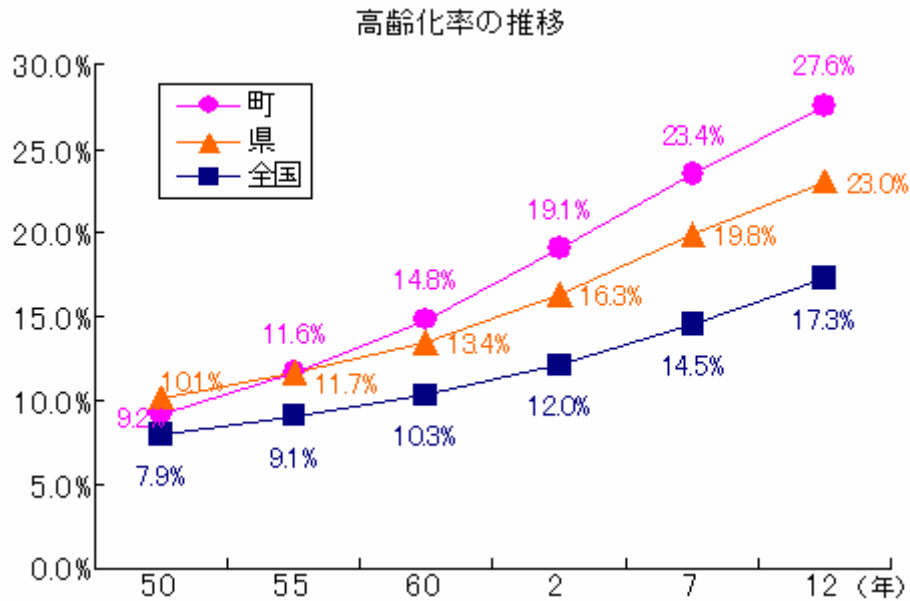
(1) 人口・世帯数の推移

日本の総人口は、2006年でピークに達した後、長期的にゆるやかな減少傾向に移行するとされている。(国立社会保障・人口問題研究所)さらに、山間過疎地域の高齢化は全国平均を20年先行している状況であり、当町でもこの傾向は変わらない。

小国町の人口は、昭和30年の18,366人をピークに減少をたどり、平成17年には9,742人となっている。世帯数は昭和30年が3,267世帯であったのが平成17年には3,277世帯になっている。



小国町においても人口減少、少子高齢化の傾向ははっきり現れており、平成17年における若年者比率（15歳以上～30歳未満）は13.3%、高齢者比率（65歳以上）は31.2%となっており、急速に少子高齢化が進行している。



(2) 産業の動向

① 産業別就業人口

本町は、農山村ではまれな第二次産業を主産業とする就業構造となっている。第二次産業の中核をなしているのが工業で、二大企業が中心となって発展してきた。産業人口の構成は、第二次産業就業者が50.2%、第三次産業就業者が41.9%となっている。

② 農業

本町の総農家数は、平成2年が949戸、内販売農家758戸、自給的農家191戸であったのに対し、平成17年には、総数584戸、内販売農家414戸、自給的農家170戸に減少している。農家人口は2,983人（平成12年）で農家人口率は29.1%であった。

③ 林業

木材単価の低下や木材の利用低下など林業を取り巻く環境は依然として厳しく、その結果林業後継者の減少や森林と係わる生活様式の衰退などにより、森林の所有者が自らの山林の実態を把握していないケースも多くなってきている。

林野面積（単位：ha）

林野面積		S50	S55	S60	H2	H12	
森林面積(総面積)		67,198	65,750	65,751	65,676	65,632	
樹林地	人工林	8,233	9,042	9,216	9,741	9,958	
		針葉樹	8,210	9,024	9,200	9,716	9,876
		広葉樹	23	18	16	25	82
	天然林	57,020	54,766	54,796	53,376	53,205	
		針葉樹	178	1,696	1,699	1,694	691
		広葉樹	56,842	53,070	53,097	51,682	52,514
		その他	1,945	1,942	1,739	2,559	2,469
森林以外の草地		282	488	496	512	340	

所有形態	S50	S55	S60	H2	H12
林野面積	67,480	66,238	66,183	66,293	66,398
国有林	50,442	47,585	47,417	47,254	47,337
緑資源公団	—	232	196	225	379
公有林	2,158	2,814	2,785	7,716	3,137
私有林	14,880	15,607	15,785	11,098	15,545

④ 工業

本町は、第一次産業を中心とした営みを続けてきたが、昭和13年に日本電興株式会社が操業を開始して、山村としては全国的に稀な工業社会が形成された。同社は昭和41年に、東芝セラミックス株式会社小国製造所と日本重化学工業株式会社小国工場の2社に分かれ、操業以来60年余りにわたり、関連の企業と共に現在も地域経済を先導している。

⑤ 観光・レクリエーション

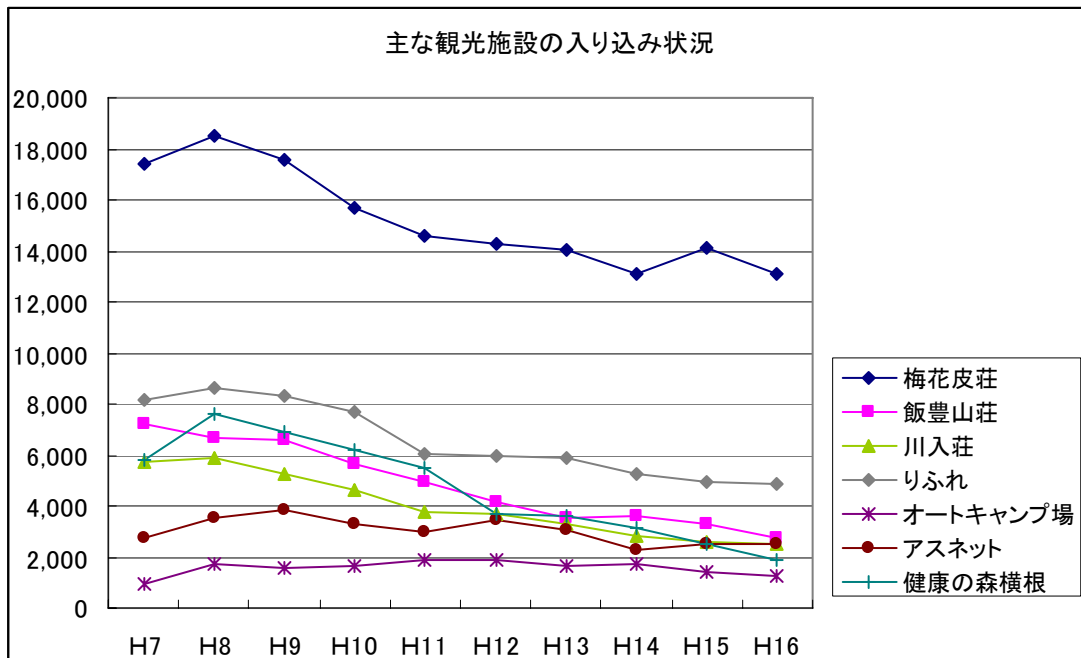
本町は、以前から交流人口拡大、観光に取り組み、豊かな自然を活かして森林と触れ合える施設があり、飯豊山麓には飯豊温泉を活用し、飯豊山登山や森林浴の拠点として「梅花皮荘」、「川入荘」、「飯豊山荘」が、朝日山麓には野外レクリエーションのための「りふれ」や「オートキャンプ場」が整備されている。

全国的にも国民一人当たりの宿泊観光回数は平成3年をピークに減少傾向にあり、それと呼応するように本町でも平成7年から平成16年までのこれらの施設の主な入り込みは年々減少している。

主な観光施設の入り込み状況

(人)

名称	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16
梅花皮荘	17,425	18,527	17,568	15,707	14,571	14,258	14,077	13,102	14,116	13,116
飯豊山荘	7,247	6,686	6,615	5,636	4,964	4,159	3,549	3,573	3,322	2,748
川入荘	5,715	5,866	5,256	4,589	3,758	3,709	3,309	2,835	2,603	2,534
りふれ	8,152	8,601	8,304	7,722	6,050	5,980	5,864	5,264	4,946	4,866
オートキャンプ場	966	1,703	1,576	1,667	1,875	1,881	1,618	1,712	1,403	1,286
アスネット	2,711	3,560	3,855	3,287	2,972	3,478	3,046	2,298	2,525	2,537
ゆ〜ゆ	77,378	74,760	71,070	66,745	65,590	57,429	51,193	48,670	49,194	43,720
健康の森横根	5,834	7,620	6,916	6,163	5,501	3,661	3,589	3,128	2,520	1,845
スキー場	297,249	203,082	154,062	154,725	156,925	155,645	152,608	147,360	110,857	84,269



5. 交通体系

(1) 道路網の状況

本町は、広大な面積の中に 90 余りの集落が点在しており、集落間の移動や町内各地区から町中心部、町外への移動を容易にするため、国道 113 号、主要地方道、一般県道等が整備されている。

新潟県新潟市と福島県相馬市を結ぶ国道 113 号は、本町のほぼ中央部を東西に横断し、本町が四季を通じて他の地域と連絡できる唯一の路線であり、平日 12 時間で約 5,000 台の通行量がある（平成 11 年度山形県自動車交通量調査）。

県道は、国道を軸に町の南北に伸びており、町中心部と米沢方面を結ぶ主要地方道川西小国線と、国道と平行する形で南部地域と東南部地域とを結ぶ主要地方道玉川沼沢線のほか、一般県道 3 路線が主要集落の足の便を確保している。町道は、平成 16 年 4 月現在、266 路線あり、国・県道からさらにその支線として各集落に入っており、実延長は 255 km を超えている。

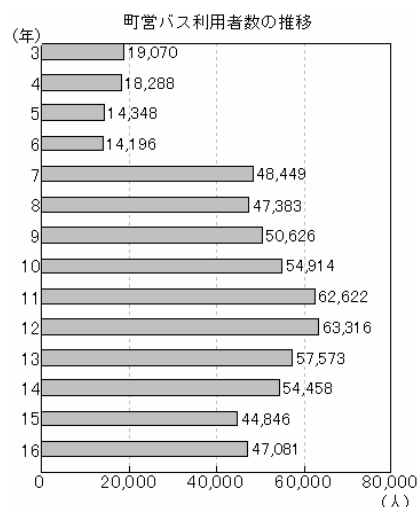
(2) 公共交通網（鉄道・バス）の状況

公共交通機関として JR 東日本の米坂線が通過している小国駅が立地している。また、新潟～山形間の特急バスが一日 2 往復運行されている。

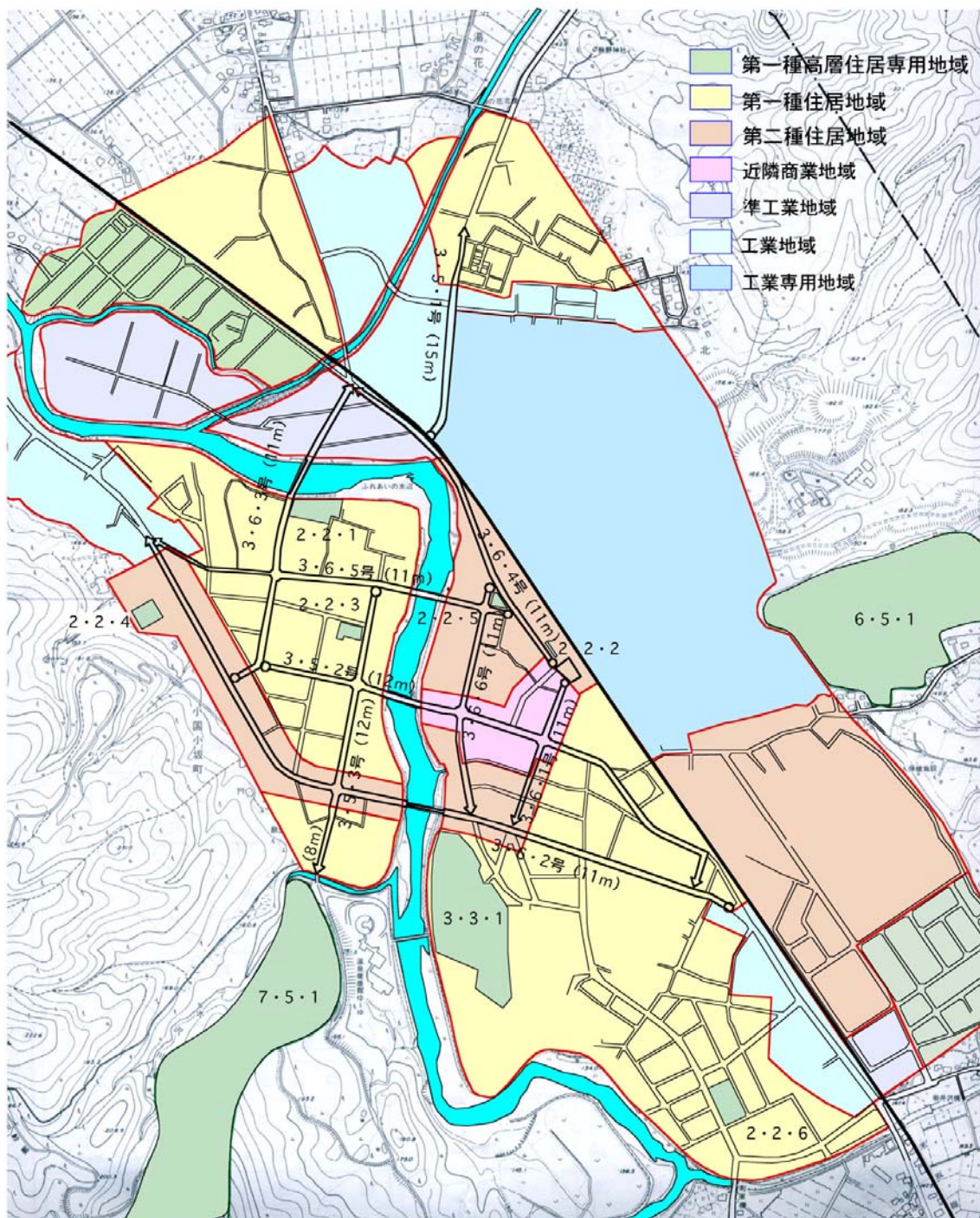
町内では、北部線（8 往復）、南部線（5 往復）、東部線（2 ルート 6 往復）、大滝線（2 往復）、足中線（2 往復）、白沼線（4 往復）、金目線（4 往復）、循環線（東循環 3 本、西循環 5 本）の 8 路線が運行され町民の貴重な足になっている。

町営バスの利用者

年度	利用者数	1日あたり 利用者数
3	19,070	52
4	18,288	50
5	14,348	39
6	14,196	39
7	48,449	133
8	47,383	130
9	50,626	139
10	54,914	150
11	62,622	172
12	63,316	173
13	57,573	157
14	54,458	150
15	44,846	123
16	47,081	129



6. 都市計画の状況



(1) 用途地域の指定面積

町の行政区域面積は、73,755haで、用途地域230ha、用途地域外538haの計768haが都市計画区域に指定されている。

用途地域名	面積 (ha)	構成比 (%)
第一種中高層住居専用地域	16.9	7.3
第一種住居地域	87.0	37.9
第二種住居地域	40.8	17.7
近隣商業地域	4.2	1.8
準工業地域	13.8	6.0
工業地域	27.2	11.8
工業専用地域	40.3	17.5
計	230.2	100.0

(2) 都市計画道路の決定状況・都市公園の整備状況



都市計画区域内には、9路線、総延長 6,690m の都市計画道路が決定されている。改良済延長は 4,940m で、整備率は 73.8%と低い水準にあることから整備を進める必要がある。

①都市計画道路の整備状況

番 号	路線名	幅員 (m)	計画延長 (m)	改良済 延長 (m)	概成済 延長 (m)	最終決定
3・5・1	西北線	15	440	290	—	昭和 46.4.27
3・5・2	小坂町岩井沢線	12	1,080	420	270	昭和 56.9.12
3・5・3	坂町八木沢線	12	590	590	—	平成 16.2.17
3・6・1	小国停車場線	11	320	320	—	平成 16.2.17
3・6・2	岩井沢小坂町線	11	1,570	1,570	—	平成 16.2.17
3・6・3	小坂町大宮線	11	680	680	—	平成 16.2.17
3・6・4	小国停車場西線	11	730	480	110	昭和 46.4.27
3・6・5	栄町小坂町線	11	810	120	—	平成 16.2.17
3・6・6	小国町線	11	470	470	—	昭和 46.4.27
計	9 路線		6,690	4,940	380	

②都市公園の整備状況

種別	番号	名称	位置	計画面積	開設済面積	当初決定
街区	2・2・1	飯綱公園	小国小坂町	0.60ha	—	昭和 25.7.28
街区	2・2・2	駅前公園	岩井沢	0.06ha	0.06ha	昭和 25.7.28
街区	2・2・3	小坂町中央公園	小国小坂町	0.23ha	0.23ha	昭和 59.9.12
街区	2・2・4	合向山公園	小国小坂町	0.26ha	0.26ha	昭和 59.9.12
街区	2・2・5	栄町公園	栄町	0.10ha	0.10ha	昭和 61.2.21
街区	2・2・6	兵庫館公園	兵庫館	0.40ha	0.40ha	昭和 61.2.21
街区	2・2・7	東原公園	東原	0.23ha	0.23ha	平成 4.10.1
近隣	3・3・1	二ノ宮公園	岩井沢	3.10ha	3.10ha	昭和 25.7.28
運動	6・5・1	小国総スポーツ公園	小国町	10.70ha	10.70ha	平成 4.9.29
特殊	7・5・1	神明山公園	小国小坂町	21.00ha	13.00ha	昭和 37.11.14
合計				36.68ha	28.08ha	

③ 利水及び上下水道

ア) 利水

荒川水系横川から流雪溝用水(冬季、小国町、山形県)、工業用水(小国町、日本重化学工業)、農業用水(小国町)を、荒川水系金目川から農業用水(井ノ下土地改良区)が取水している。

用途	河川名	水利権の名称	許可受者	取水量 (m ³ /s)	期間
流雪溝	荒川水系横川	松岡合口頭首工	小国町	0.94	12/1～3/31
	荒川水系横川	小国小坂町流雪溝用水	小国町	0.167	12/1～3/31
	荒川水系横川	山形県流雪水用水	山形県	0.0289	12/1～3/31
工業用水	荒川水系横川	松岡合口頭首工	小国町	0.0213	
	荒川水系横川		日本重化学工業	0.18	
農業用水	荒川水系横川	松岡合口頭首工	小国町	0.618	5/11～5/15
				0.39	5/16～9/10
				0.26	9/11～5/10
	荒川水系金目川	井ノ下頭首工	井ノ下土地改良区	0.95	5/11～5/25
				0.74	5/26～9/5

イ) 上水道

上水道は整備が進められ、平成16年には普及率68.8%で、山形県の普及率97.0%(H15)に比べると、低い値となっている。

ウ) 下水道の整備状況

下水道は平成15年処理人口2,886人で浄化槽人口3,579人とあわせると水洗化率は63.6%である。全国の下水道普及率は68.1%、山形県は61.9%(全国18位)で、小国町は27.5%、水洗化率は61.2%となっている。

7. まちづくり

本町は早くから「まちづくりの主役は町民」であるという基本的な認識のもとで、総合計画の目標像に「自然と調和した活力ある町」をかかげ、さまざまな取り組みを行ってきた。昭和42年の羽越水害からの復興をとげ、豪雪や過疎対策として集落再編成、仕事の誘致による就業機会の拡大や国民宿舎の建設、観光ワラビ園の開設など、地の利を活かした知恵やアイデアで、全国の注目を集めた。平成2年からは「白い森の国おぐに」を創造していくため「ぶな文化交流圏構想」をまちづくりの戦略とし、全町を「白い森公園」と位置づけて、「環境共生型の理想郷づくり」を進めている。その根本にある考え方は、自然との深い関りのなかで育まれた独特の生活文化を「ぶな文化」と呼び、地域がおかれている条件と特性を「天の利」、「地の利」、「人の利」の3つの地域資源として位置づけ、これらの資源と結びつけたまちづくりを展開してきた。

(1) 景観

本町は、豊かな山なみ、里なみ、街なみを有している。しかし、農林業従事者の減少や高齢化などにより、森林や農用地の荒廃が懸念されている。

また、町中心部については、平成9年度に「横川親水公園整備計画」、平成10年度には市街地内部の景観形成を図るため、「景観ガイドプラン作成に関する調査研究事業」を実施している。

それらを受け、小国町土地開発公社が町中心部に造成したあけぼの団地においては、土地購入者と「街なみづくりに関する協定」を締結し、美しい景観づくり、街なみづくりを進めている。

8. 小国町をとりまく社会情勢

(1) 環境に関する意識の高まり

本町においては、平成18年3月に環境基本計画の策定などに取り組み、住民一人一人の生活様式に起因する日常的な環境負荷などを減らす方策を検討している。

いま、地域社会は環境を基準に動きつつある。ゴミの減量化、※¹木質バイオマスエネルギーの活用、温室効果ガス排出削減など、時代は変革期に突入している。また、古くから受け継がれてきた自然活用や生活の知恵である「ぶな文化」を、次の世代に受け継いでいく時代になった。

※1 林地の端材などの生物資源を燃料させ、熱などのエネルギーとして活用すること

（２）人口増加から人口減少への社会の転換

社会経済は、発展・拡大の傾向から、成熟・成長へと方向を変え、人口動態も増加から停滞・減少へと変化し、少子高齢社会が到来した。

このような時代の中では、今までのような町の拡大・人口の増加・消費の増加を前提としたまちづくりや社会経済活動のあり方は成り立たない。このための視点として、高齢者が暮らしやすい都市の機能の充実を目指し、コンパクトな市街地を形成するまちづくりを目指す必要がある。

（３）住民の活動の広がり

住民参画によるまちづくりの気運が高まっており、子供から大人までそれぞれの世代に応じたまちづくり参画が大切になってきた。

（４）地方の役割の増加

国づくりにおける地方の役割が高まってきた。地方行政と住民が考えて、実行することが、そのまま地方の元気につながるという時代が到来している。

（５）個性の輝き

まちを活性化するための新たな試みを行ったり、失われつつあるものを守り、育てていく活動も盛んになってきた。このまちに暮らす住民は、小国町独自の個性を大切にし、自分のまちに誇りと愛着を感じながら日々の生活を送っている。これらの個性は、他の市町村との差別化を図ることになり、そのようなまちが、これからの地方をリードしていく旗手になる。

9. 生活や住まいに関する住民の意向

(1) アンケート調査の目的

小国町の居住者を対象とした意向調査を行うことによって、統計・資料等では把握できない実際の居住状況、永住の意向とその条件、住宅政策のあり方等の意識の実態を探り、「小国町住宅マスタープラン」（平成13年3月）の基礎資料とすることを目的として実施したものである。

(2) アンケート調査の対象

小国町に居住する世帯を対象として実施した。

(3) 配布・回答状況

対象世帯 3,111 世帯 回答 2,355 世帯 回答率 75.7%

(4) アンケート調査の概要

①現在の住宅や周辺環境について

住宅の所有形態は、持ち家、土地所有、一戸建てがほとんどとなっており、二世帯住宅についても同様にほとんどが同一棟同居のスタイルとなっている。

建築時期は、昭和39年以前に建てられ、建て替え時期をむかえている住宅が全体の18.9%を占めている。

現在困っていることは、住宅では「冬が寒い」が最も多い。豪雪地の特徴とも言える「高床式なので昇降が大変」は5.2%と低くなっているが、高床式が普及し始めたのが近年であることを考慮すれば、数字以上と受け止める必要がある。

一方、敷地で困っていることは「雪が大変」がほとんどを占め、住宅・敷地共冬期の気象条件に、不満が集中している。

- ・住みやすい居住環境の形成には、克雪・除雪の対策が不可欠

②永住・転居の意向

「永住したい」と「できれば永住したい」を合わせると 61.9%で永住意向が強く、その理由は、「今の住宅に満足している」が 25.3%、「先祖代々の土地だから」が 18.9%、「自然環境が良い」13.1%となっている。

一方転居意向も、「機会があれば転居したい」が 10.9%、「近い将来転居したい」が 5.7%となっており、合わせても 16.6%であるが、実数でみると 390 世帯と無視できない数となっている。

転居を考える理由は、「雪が深く除雪が大変だから」をあげる人が半数以上を占め、雪が大きな要因となっていることが改めてわかった。また、その希望する転居先は、町内より町外を希望する人がかなり多くなっている。

- ・ 永住意向が高く、在宅に重点を置いた住宅施策が必要
- ・ 転居したい人の理由のほとんどは雪が深く大変だから

③高齢者住宅の入居の可能性

高齢者住宅のイメージがどのようなものかうまく伝わらず、老人ホーム等の施設と思い違いをして答えた人もいるようであるが、36.3%の人が将来、高齢者住宅への入居の可能性を示している。アンケートを 60 歳以上の単身および夫婦世帯に絞って再集計を行ったところ、37.0%とほぼ同率の結果となっている。

高齢者住宅に入居した場合の現在の住まいは、約半数の人が「家族が住む」や「貸す」などして、何らかの形で残したいと考えている。

全体的な傾向としては、年寄りだけの世帯になっても、元気なうちは今の住まいで暮らし→どうしても不安になったら子供のところへ→子供が受け入れなかったら施設へと考えているようである。

高齢者住宅に期待するサービスは、28.6%の人が病院や老人福祉施設との連携をあげている。

- ・ 年寄りだけの世帯になっても、元気なうちは自宅で暮らしたい
- ・ 高齢者住宅に期待するサービスは、病院や老人福祉施設との連携

④雪に対する意識

住宅の密集している本庁地域では、雪を下ろす場所や雪捨て場などの雪処理のスペースが問題となっており、比較的宅地の広い北部・南部・東部地域では、主屋以外の部分の雪下ろしや駐車場の除雪を負担と感じている。

また、全体の約半数が、水路の水、流雪溝、融雪池、沢水、小川、井戸水を利用して雪処理を行っており、その効果は実証されている。

- ・ 冬期間の雪処理に対しては、ほとんどの世帯が負担
- ・ 宅地の狭い住宅密集地では、ゆとりある宅地の供給が必要
- ・ 宅地の広い集落部では、雪による労力を軽減した克雪住宅・雪対策が必要
- ・ 水を利用した雪処理を推進することが必要

⑤今後に期待する住宅施策

望ましい住宅施策では、高齢者・障害者に対応した住宅の推進と答えた人が最も多く、望ましい公営住宅でも、高齢者・障害者の同居を対象とした住宅と答えた人が 36.7%と圧倒的に多かった。

高齢者・障害者のための望ましい住宅施策としては、「在宅で暮らせるための福祉施設の充実」が 31.3%で最も多く、「冬期間でも安心な緊急時の条件整備」が 23.4%であった。

- ・ 高齢者・障害者に考慮した住宅施策を求めている
- ・ 望ましい公営住宅は、高齢者・障害者の同居を前提とした公営住宅
- ・ 高齢者・障害者が在宅で暮らすための福祉施策の充実を望んでいる
- ・ 冬期間でも安心して暮らせるために、緊急時のサポートを求めている

10. まちづくりの課題の整理

(1) 特性

① 広大な自然に囲まれた独立都市

小国町は、山形県では唯一荒川水系に属するなど、置賜盆地の他都市と異なる特徴を有している。

また、地理的な条件から、ひとつの独立した商圏・経済圏を形成していたことから、昭和47年に、都市計画区域の指定を受けた。

(2) 課題

① 山間に位置する工業都市

昭和12年、小国町に賦存する豊富な水資源を活用した発電所が設置され、山間部に位置しながら重化学工業を中心とした工業都市として成長した。また、大正7年に実施測量を開始して以来、待望久しかった国鉄米坂線が開業（昭和11年8月）した。この二つの出来事は、小国郷に革命的な変革をもたらす前ぶれとなった。しかし、近年の社会経済状況の変化に伴い総人口と共に第二次産業就業者数が減少傾向にある。

② 自然を活用した事業展開

美しく雄大な自然景観が存在しており、町全体が「白い森公園」として事業展開を推進している。自然資源や地域資源を活用したぶな文化交流基地として機能強化が進められている。

さらに、冬期の積雪が中心部でも2mを超えるなど雪深い地域であり、住民主体による「小国町除雪協力会」が組織されている。官民一体となった雪への取り組みを継続させ、雪に対応した都市の形成が求められている。

③ 自然空間の活用と保全

小国町の自然は、深山と里山として長い間受け継がれてきた財産であり、多くの住民は、それら自然の恵みを受けて生活している。住民の生活に身近な深山、里山の保全管理による自然環境とのつきあいや市街地内の公共空間の緑化と堆雪空間の確保、優良な農地の保全等の在り方の検討が必要である。

④ 都市基盤の整備と適正な土地利用の誘導

少子・高齢化社会では、安全・安心で便利な既成市街地内の機能の充実を図ることが重要な課題となる。このため、市街地の拡大ではなく、市街地の再整備を目指したコンパクトなまちづくりを進めていく必要がある。

また、新たな開発が考えられる地区は無秩序な開発を抑制するため、計画的な土地利用の誘導による良好な市街地形成を進める。

⑤ 歴史的建造物の活用・街なみの構築

問屋場などの街なみや電興の社寮（小国町に第2次産業が導入される過程で建設された特徴ある建造物）は、市街地の活性化を促す重要な要素として保存するとともに、後世の人々に受け継がれるように歴史環境の整備とネットワーク化を図っていく必要がある。

⑥ ※¹ ユニバーサルデザインの市街地の整備

少子・高齢社会や、次代を担う子ども達の健全な育成のための環境整備を進める。また、高齢者・年少者の日常行動を安全なものにするために歩道整備を中心とした交通安全対策を進めていく必要がある。

自動車利用ができない高齢者が増加することが予想されるため、公共交通機関の利便性の向上等、高齢者が気軽に散歩することができる市街地環境の構築を進める。また、教育施設周辺の環境整備と通学路の安全性の向上による良好な教育環境の構築や、ユニバーサルデザインの考えにもとづいた道路空間・公共施設の整備、障害者・高齢者のみならず、すべての人の生活環境の安全性に配慮した街づくりの推進が求められる。

※1 こどもから高齢者まですべての人にやさしい街づくり

第2章 全体構想

1. まちの将来像

小国町は、新潟と山形を結ぶ越後街道の要衝として、今もなお歴史の面影が感じられる。また、東芝セラミックス株式会社と日本重化学工業株式会社の前身となる日本電興株式会社が街に立地、国鉄米坂線の開通等により、本町は町中心部で、かなりの社会的、経済的集積を持つようになり、以来町経済は順調な発展を遂げている。

近年、全国的な不況の中、人口減少や少子高齢化、地域経済の停滞など、まちづくり全般にわたりその活性化が求められている。

このような中で、豊かな自然環境を活かし、住民だれもが小国町で安心して暮らせる環境づくりを目指し、総合的、計画的なまちづくりが「白い森構想」の理念のもと展開されている。

これらを踏まえ、小国町の優れた自然環境を活かしながら、調和のとれた土地利用を図り、「豊かな自然とゆとりある暮らしが共存する白い森の国」を実現していくため、産業活性化機能の拡充、交流と定住環境の創生を柱に、“癒し”と“やすらぎ”に満ちたまちを形成するために、必要な都市構造を構築していく。

2. まちづくりの基本姿勢

これまでの、大量生産、大量消費、大量廃棄の時代が終わりをつげ、住民生活においても生活全般にわたり、リサイクルの意識が浸透するなど、住民の生活環境に対する意識は少しずつ高まってきている。また、依然として厳しい雇用情勢や少子高齢化の進行、人口減少等により、ものの豊かさから心の豊かさへ住民意識が変化している。

このような中であって、小国町では、自然の恵みと自然の循環機能を生活の中に活かしてきた「ぶな文化（生活文化）」を基調とし、多様な人々との協働の力によって、自然と人々が一緒に暮らすことを可能にする、美しく自立した生活空間の形成を図っていく必要がある。

そのために、

- (1) 風格あるまちを目指した人づくり
- (2) 利便性の高いまちを目指した環境づくり
- (3) 持続的発展が可能なまちを目指した暮らしづくり

を理念として住民と民間と行政が協働してまちづくりを展開している。

3. 街づくりのテーマ

まちづくりの基本姿勢を受けて、以下の5つのテーマを掲げ、街づくりを進めていく。

白い森と共に生きるまちづくり

小国町は、周辺を磐梯朝日国立公園など深い山々で囲まれ、そこから山麓の裾のに広がる里山、田園、集落、市街地と、環境自体が段階的に集約されている。それぞれのゾーンには、集落が点在し、中心部に向かって人口密度の濃いものになっている。これらの集落では、昔から周辺部に広がる自然とともに、自然の恵みを受けながら暮らすような、独自の生活文化（ぶな文化）を持っている。

また、中心市街地では、新潟と山形を結ぶ越後十三峠街道・JR米坂線の影響を強く受け、さらには農山村には珍しい農工一体型の町として発展してきた。

このような、深山、里山、中心市街地など、それぞれの特質あるゾーンが、連続性を持ち、それぞれの役割を構成するような、白い森と共に生きるまちづくりを推進していく。

深山：豊かな自然環境の中に、それらを活用するための諸施設が整備されているので、これらを有機的に活用し、新たな交流展開を図る。

里山：人と自然が向きあう里山の保全・活用を目的として、自然に触れ、自然との共生を学ぶことができる空間整備を目指す。

中心市街地：「快適な住宅地」「歴史的建造物を活かしたまち」「楽しく歩ける商業地」「人に優しいまち」を目指す。

また、町中心部を流れる横川は、河川の自然や、親水空間を大切にし、その楽しさ・力強さを感じることができる空間を整備する。

持続可能なコンパクトで暮らしやすい街づくり

住む人が心にゆとりを感じ、いきいきと暮らせるような生活環境をつくるため、用途地域内に残っている未利用地の有効活用や計画的な土地利用の誘導により、用途の転換を図り、持続可能なコンパクトな市街地を形成する。この上で、安全で便利な道路網や公園そして下水道などの社会基盤の整備や包括ケアを軸とした医療、福祉ゾーンへのアクセスの利便性に努める。さらに、町全体が災害に強い街を目指す。

越後十三峠街道・問屋場など、いにしへの産業の息吹を感じさせる歴史を活かした街づくり

町には、越後十三峠街道とともに栄えてきた歴史を持つ。その時々のおきをおこさせる歴史文化遺産がたくさん残っており、建物などは、現在も使用されている。これらと街なみと連携させることにより、未来への道標になる街を目指す。

・越後十三峠街道から国道113号そして地域高規格道路へ

新潟山形南部連絡道路など、広域的な交流のための機能を拡充するとともに、企業立地の面でもさらなる利便性の向上が期待できる。この整備によって道路網も大幅に変化し、土地利用も含め、街づくりに大きな影響が予想される。これらの沿道や周辺は小国の将来を考える上で非常に重要な地区であるため、旧市街地との融和を図りつつ無秩序な開発を抑制し、適切な土地利用の誘導や施設の配置を慎重に進める。また、通過点とならないよう「小国の玄関」としての機能の充実を目指す。

・ユニバーサルデザインを目指した街へ

中心市街地内においては、すべての人にやさしく、暮らしやすい生活環境を形成するため、主要道路・主要施設のユニバーサルデザイン化を推進し、楽しく歩ける良好な歩行空間の整備を目指す。

また、車を利用できない人の外出手段を確保するとともに、街なかに人が集まる施設を整備するなど、出歩く楽しさのある街を創り出す。

さらに、これからの時代を担う子ども達のために教育施設の周辺環境の向上や通学路の安全性の向上を目指す。

包括ケアゾーンが生かせる街づくり

町立病院や健康管理センターを中心とする包括ケアタウンの形成は、街の新しい核として機能している。医療体制の充実を目指した施設展開と共に保健、福祉の一体的なサービス提供のための施設が集積している。既成市街地からのアクセス道路については、サービス充実のためにも、早急な対応が望まれている。

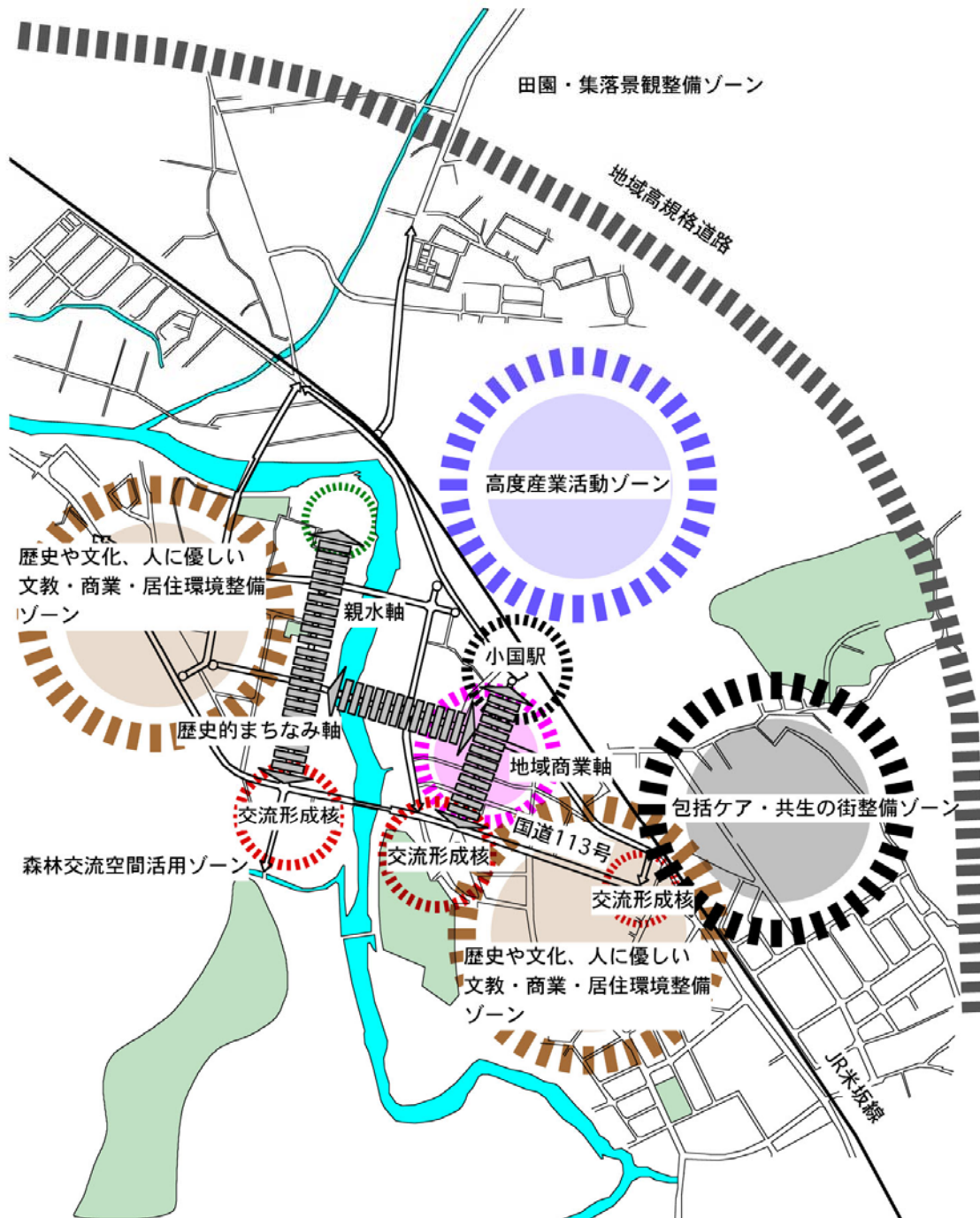
また、あけぼの団地における街なみについては、「街なみづくり協定」を結んでおり、景観に配慮した内容になっており、小国町のモデル地域となるような街づくりを進める。

市街地を流れる横川を活かした親水空間

羽越水害で壊滅的な被害を受けた横川は、都市の生活基盤の安全性を優先して改修が行われた。近年、清流と水辺に残された自然は、心和む川の景観を提供しており、中心市街地における身近な自然体験や親水空間として、町民にゆとりと安らぎを与えている。

現在整備され活用されている親水空間を、横川沿いに線的な散策路などで結び、それぞれのポイントで整備された空間が連携されることにより、より親しみやすい川になるよう、遊歩道などの整備を促進する。

4. 将来のかたち



将来のまちのかたちを創造するため、中心となる場所を軸（道路や河川など線的なもの）と拠点（市街地や公園などの面的なもの）で表し、将来あるべきまちの姿を表現する。

5. 都市軸

(1) 広域交流軸

新潟方面や仙台方面などとの広域的な交流をもたらす地域高規格道路の整備により、広域交流軸を形成する。

① 地域高規格道路及び主要幹線道路の整備

地域高規格道路及び主要幹線道路は、国土、県土の骨格となる道路であり、次の路線を位置づける。

- ☐ 地域高規格道路：新潟山形南部連絡道路
- ☐ 主要幹線道路：国道113号

(2) 域内交流軸

① 環状道路の整備

市街地の外郭を形成する環状道路は、良好な住環境の形成に果たす役割が大きく、次の道路を位置づける。

- ☐ 一般県道：県道五味沢小国線、小国停車場線
- ☐ 都市計画道路：小坂町大宮線、小国停車場西線

② 一般幹線道路の整備

一般幹線道路は、主要幹線道路や環状道路を補完する道路である。

- ☐ 主要地方道：川西小国線
- ☐ 都市計画道路：西北線、小坂町岩井沢線、坂町八木沢線
栄町小坂町線、小国町線

6. 住宅街なみ環境

(1) 住宅地の特性と方向づけ

住宅地については、町民共有の財産としての歴史ある街なみを保存する。

街の歴史を伝える中心市街地の伝統的な建造物は、主に越後十三峠街道の主要街道であった問屋場に多く残されている。宿場で最も重要な役割を果たすのが問屋である。問屋は人馬を継ぎ立て公用荷物の輸送武士の通行に至るまで、広範な権限を持っていた。

① 小国城御役屋土塁周辺

御役屋土塁周辺は町に古くから住まいしている町家が集まるゾーンで、伝統的な景観が、これまでの地区の歴史を伝えている。

しかし、近年は、従来からなじまれている素材とは異なる新しい素材（新建材）を個々別々に用いてやや煩雑な混在景観を呈しつつある。

このゾーンは、本来培ってきてきた懐かしさのあるコンテクスト（文脈）を受け継ぎつつ、それを最大限に生かし、今後の住宅地景観の新たな展開に向けての街づくりを進めていくことが求められる。

ここでは、歩行者から見える街路景観からの視線に留意して、閑静な住宅地にふさわしい道や街なみ景観を整えていく。また、高い建物や周辺の山腹の眺望点からの見下ろし視線（俯瞰）に応えられるような屋根並を整えることが重要となる。

小国城の御役屋、土塁、堀に囲まれた本丸とその周辺部の代官所や飯綱神社を含む一帯は、小国郷の中心として、城代代官（御役屋将）を置いて領地の警備と民政の安定に努めた。明治3年表座敷を撃剣場と学校にあて使用した。御米蔵も建設されていた。

・御役屋の広さ（土塁と堀の遺構）

小国御役屋堀間数について享保10年の記録をみると

東の方下堀南北へ	巾 12 間深さ 1 丈
南の方上堀	巾 12 間深さ 5 尺
南の方東西へ	巾 12 間深さ 6 尺
西の方南北へ	巾 12 間深さ 3 尺
北の方横川にて	巾 22 間余但柵木

②問屋場周辺

問屋場周辺は、街のシンボルとして、街の様々な歴史を伝える建築物や構造物を保存しつつ、“懐かしさのある町”のポイントとして新たな街づくりに生かしていく。

現在残っている電興社寮や問屋場に残る施設等は、街の歴史を物語る数少ない貴重な資源（財産）であることから、これらを積極的に保存し、今後の新しい市街地構造への再編の中で、“ポイント”として活用していく。

この場合、建造物単体だけにとどめず、可能な限り周辺の環境と一体で、あるいは、周辺も併せて整えつつ、環境として保存していく。

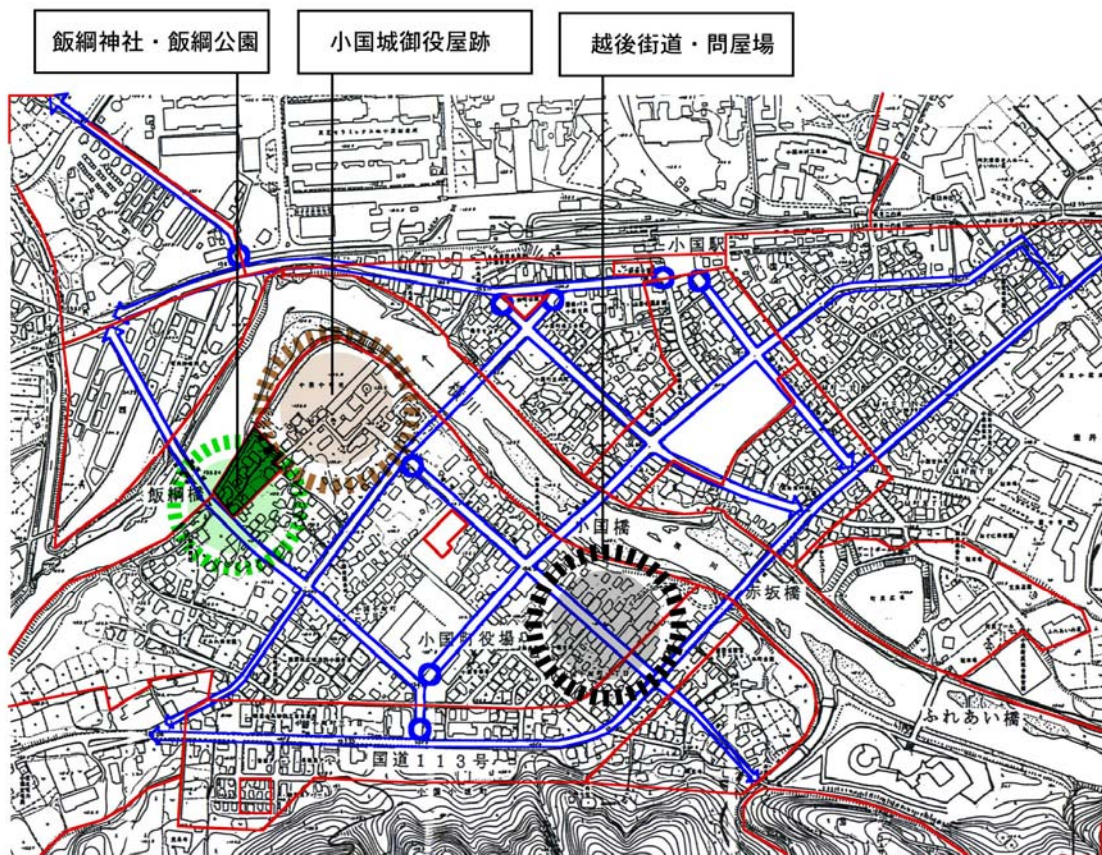
主要な道路（本来の街道）を骨格として、新旧様々な町家や産業施設が並ぶゾーンで伝統的な町家、酒造関連の工場、店舗付町家、また、

物販の飲食や専用店舗等が混在している。

歴史的に優れた建築物もあり、小国らしい町家が連担しているが、全体としては、分散したやや散漫な集積で、景観面からも中心性は希薄な状況であり、本来もっていた街道沿い問屋場風景をメインとした通りについて今後の本町の都市的な生活を支える“より強い中心”を形成していくことが求められる。

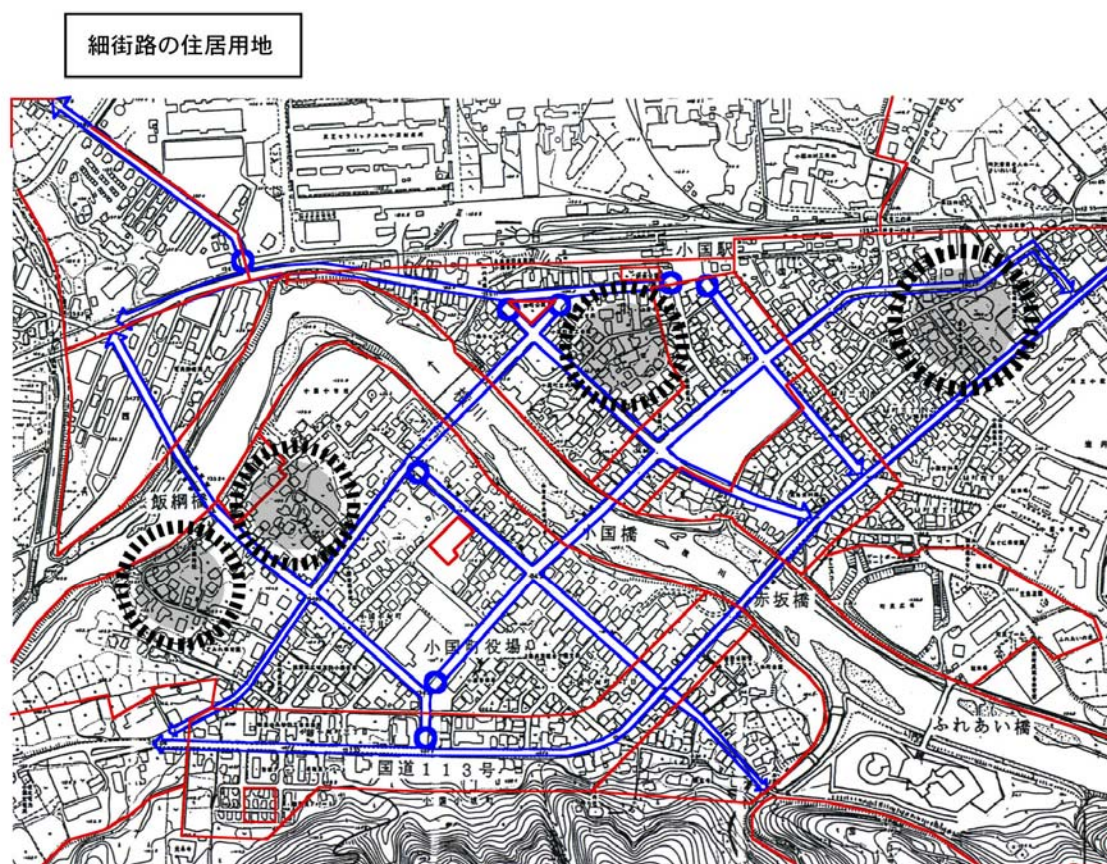
この通りから願念寺、地藏堂にいたる。八木沢から道路中央に水路があり北流していた。

このゾーンは、街の歴史を物語る数少ない貴重な財産として、景観に配慮した街なみの形成を図る。



(2) 細街路の住居用地

市街地の住居地域には、狭隘道路の街区が存在する。これら住宅地は、良質な宅地の供給や防災の面からも改善を検討していく。



(3) 良質な住宅地の供給状況

小国町の宅地供給は、昭和60年以前については、昭和40年代集落再編によって幸町団地が造成、昭和50年代には宮の台団地が造成された。

昭和60年代に入ると宅地造成事業によって、昭和61年に油子沢団地が分譲された。それまでの宅地の面積は100坪程度であったが、昭和63年に分譲された東原団地の頃から、雪処理を考慮した、比較的広い150坪前後の宅地の分譲を目指して現在に至っている。昭和60年以降に行われた宅地造成事業は、下表の通りである。

土地区画整理事業については、緑町、栄町、小国小坂町、兵庫館において実施され、都市計画区域内における優良宅地を供給してきた。

一方、街なみづくりについては、宅地造成事業の都度、誘導策等によって協力を呼びかけているが、豪雪地であるという地域性からなかなか進まないのが現状である。現在分譲中のあけぼの団地における街なみづくりにおいては、ガイドライン（ゆるやかな取り決め等）を作成し、土地購入者との協定による街なみづくりの取り組みが行われている。

今後、未整備な住宅地においても、整備方針を順次整備していく。

■ 昭和60年以降の宅地供給

	油子沢団地	東原団地	寺ノ前団地	あけぼの団地
事業主体	小国町 土地開発公社	小国町 土地開発公社	小国町 土地開発公社	小国町 土地開発公社
施工面積	5,319㎡	69,132㎡	21,333㎡	191,939㎡
施工年度	昭和60～61年度	昭和61～63年度	平成6～7年度	平成7～13年度
分譲開始	昭和61年	昭和63年	平成7年	平成8年
一般住宅用地	13区画4,213㎡	84区画46,445㎡	10区画 4,554㎡	110区画
一区画当たり	324㎡(98坪)	553㎡(167坪)	455㎡(138坪)	480～530㎡(概ね150坪)
公園用地	182㎡	2,381㎡	2,067㎡	6,330㎡
道路	442㎡	19,870㎡	2,967㎡	50,075㎡
水路等	481㎡	351㎡	506㎡	
その他用地		雑種地 82㎡	公共用地 小国町 5,855㎡ 山形県 4,925㎡ 雑種地 457㎡	軽工業用団地 10,240㎡ 商業用団地 7区画 老人保健施設 11,116㎡ 病院・健康 33,005㎡ 管理センター 公共用地 6,700㎡ (シルバーハウジング)

(4) 良質な公営住宅の供給状況

町営住宅は現在、幸町団地・小坂町団地・あけぼの団地の3住宅団地で戸数は91戸である。

公営住宅法（法第44条第3項、施行令12条）によれば、耐用年数は木造30年、準耐火構造45年（以前の簡易耐火構造）、耐火構造70年と定められおり、耐用年限の1/2を経過している住宅は、幸町団地の43戸となる。

また、勤労者住宅は、小坂町1号棟、小坂町2号棟、岩井沢団地の34戸があり、3住宅とも平成9～10年にかけてリフォームされている。

今後、老朽化した公営住宅の建て替えを検討する。

■ 公営住宅

	幸町団地		小坂町団地		あけぼの団地	
位 置	幸町8番地1～11番地1		小国小坂町3丁目75		あけぼの2丁目6番地の1	
建設年度	昭和45～48年		昭和63年		平成11年	
戸当り面積	34㎡	36㎡	72.6㎡	69.5㎡	78.5㎡	97.3㎡
戸 数	22戸	21戸	12戸	12戸	8戸	16戸
構 造	簡易耐火平屋		中層耐火		中層耐火	
概 要	2K		3DK		2DK	3DK
	6畳・6畳		8畳×2・6畳DK	6畳×3・DK	6畳×2・DK	6畳×3・DK
家 賃	4,600～9,100円		18,200 ～30,100円	17,700 ～29,400円	20,200 ～33,500円	26,600 ～44,000円

資料：建設課 平成12年12月1日現在

■ 勤労者住宅

	小坂町1号棟		小坂町2号棟	岩井沢団地
位 置	小国小坂町3丁目79		小国小坂町3丁目67	岩井沢830番地2
建設年度	リフォーム平成9年		リフォーム平成10年4月1日	リフォーム平成10年4月1日
戸当り専用面積	44.2㎡	34.96㎡	45.19㎡	51.0㎡
戸 数	3戸	9戸	1棟6戸	1棟16戸
構 造	中層耐火		中層耐火	中層耐火
概 要	2DK	2K	3K	3DK
	8畳・4.5畳DK	6畳・5畳DK	6畳×2・4.5畳K	6畳×2・4畳DK
家 賃	38,000円	33,000円	35,000円	42,000円

資料：建設課 平成12年12月1日現在

7. 親水軸

小国町には、横川、荒川、玉川等の河川その他、周辺の山々から分流する大小の堰、そして用排水路等の「みずべ」が多数めぐっている。

街の中の小さな「みずべ」の多くは、親水機能として未利用の状態であり、ただ横川に流されている。これを街づくりの中に取り込む。

横川などの大きな「みずべ」は、地域全体の骨格を規定し、地形の起伏によってまちに彫りの深い表情づけを果たしてきている。

古来から、低位段丘面を道路や集落など日常的、都市的な利用として、上位段丘面を宗教や行政などに利用してきている。大切なもの、心のよりどころとなるものを上位においてあったからこそ、歴史的景観として、都市的変遷とは一線を画して残され、継承されていることにもなる。新たな「みずべ」の創出を図るため、次のような検討を行う。

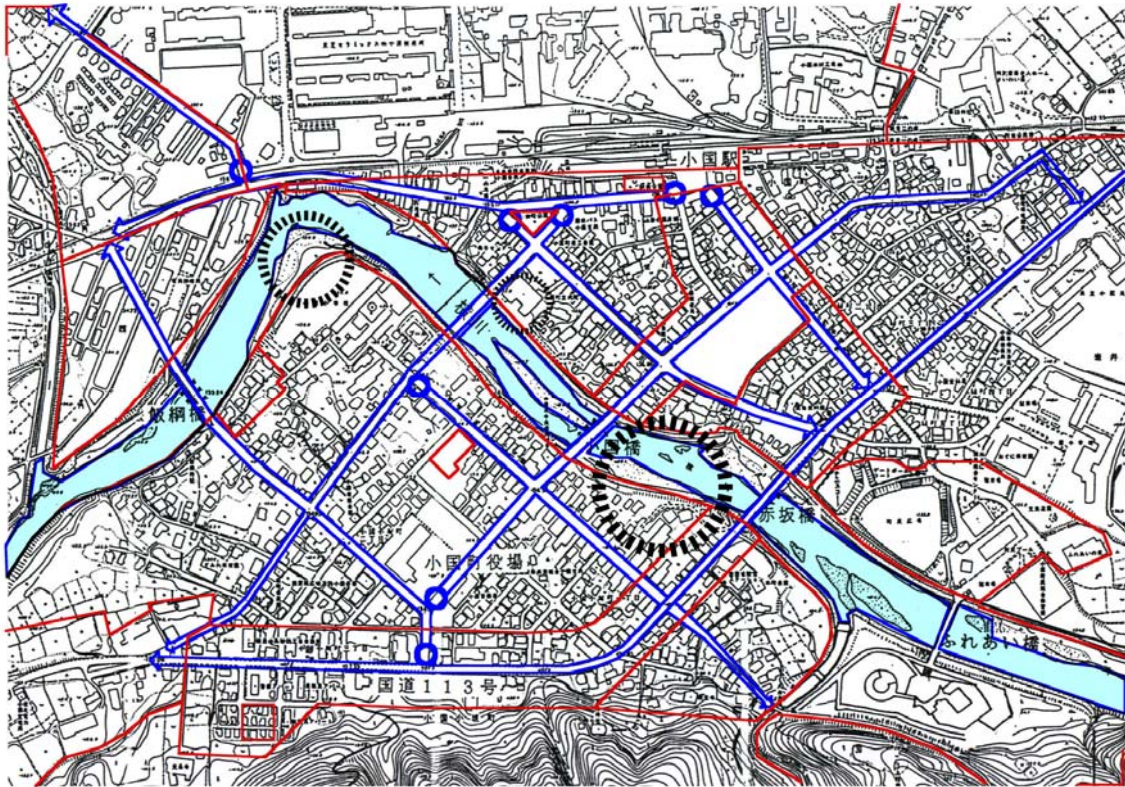
河川空間や緑の空間を小国町固有の景観資源として守り、育てるために、河川の水質改善はもとより、水緑道ネットワークづくりなどによって、より積極的な活用を図る。

また、高水敷きにある植生（高木）を可能な限り保存し、河川との一体的な景観を確保する。さらに、河川敷空間へのアクセスを確保し、親水空間として積極的なレクリエーション活用を図る。

このため、川岸のつくり方は、みずべ空間と歩道やみちの接点としての整備を行い、連続した散策路を含め、河岸の緑、橋など小国らしさのある個性的で調和のとれたデザインとする。

(1) 整備が完了した親水空間

- ① 小国小学校に隣接した身近な環境学習空間
- ② 小国大橋から赤坂橋の間には、水辺にふれあえる空間

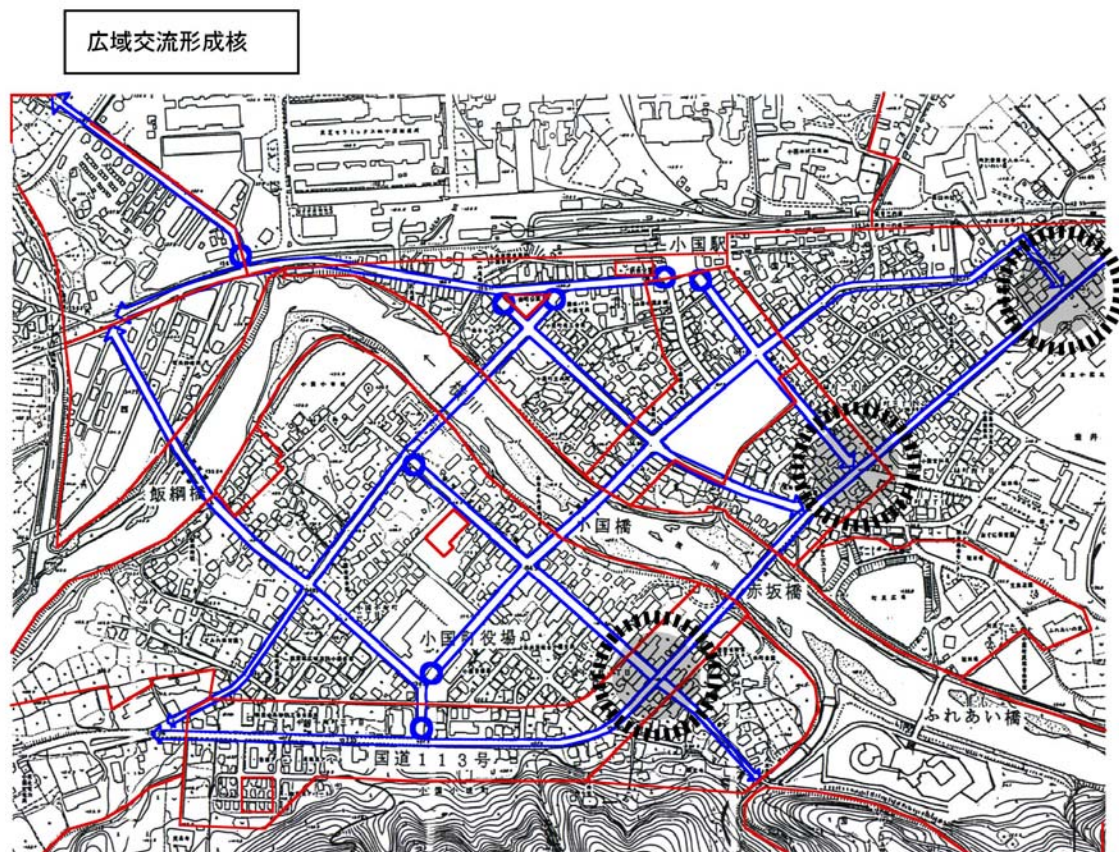


8. 交流形成核

国道113号を、交通機能だけでなく、人が集まる都市的機能や、商業、健康福祉機能が立地する地域への、新たな交流を生み出す交流形成軸と位置づける。ここでは、立地条件や地区の可能性を考慮し、沿道の開発を進める地区と、中心部へ通じる地区（小国町役場への交差点、開発総合センターや小国駅への交差点、包括ケアゾーン及びあけぼの団地への交差点）を明確にし、交流拠点の核ゾーンとして位置づける。

また、地域高規格道の整備水準と連動させながら、新たな交流軸を検討していく必要がある。

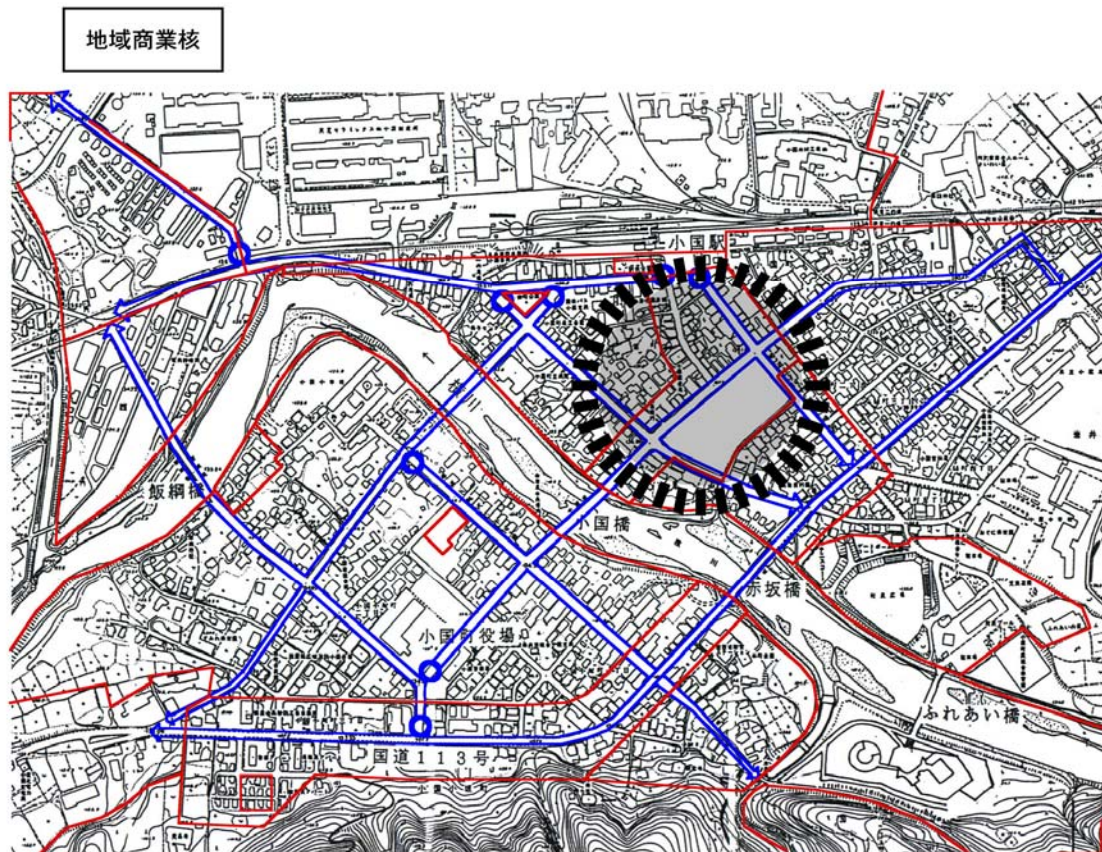
広域交通核とのつながり		
神明山公園	交流形成核	小国町役場
開発総合センター	交流形成核	小国駅
	交流形成核	包括ケアゾーン



9. 地域商業核

小国駅からショッピングセンター「アスモ」周辺のゾーンについては歩く楽しさのある、商店街の形成と活性化を図る。

- ① 都市の「利便性」と「快適性」を具備した“暮らしの広場”づくりを目指す。
- ② 創造的な都市生活ステージづくりを新しい方向性とした地区型中心商店街の整備と組織活動を強化する。
- ③ 地域一番店として商店街として人々を引き付ける「地元主導型商業施設」と「商業基盤施設」を設置する。
- ④ 個別店舗のレベルを高め、存在感のある便利な店づくりをすすめる。



(1) 商店街の形成

中央通り、センター通りがそれぞれ幹線道路沿いにあり、街区の形も判りやすい。国道113号から一步離れており立地条件が良い。商店街の規模、広がりも、中央通り170mという長さは、まとまりが良い。店舗配置は北側の集積は少ないが、南側の純高率は70%ほどである。

大型店のほか食料品、衣料品等、町の代表的店舗があり、日常のショッピングニーズを充たせる機能はそろっているので、利便性を満たす基本施設のほか豊かさを楽しむことのできる住みやすい街を目指し、また、人々の交流、憩い、コミュニケーションのステージ(舞台)づくりを目指す必要がある。

10. 目標年次における小国町の姿

目標年次として、平成 38 年における小国町の将来像は、まちづくり大綱に基づいて、諸施策を推進し、本都市計画のすすむべき基本方向に沿って、都市づくりを展開することにより期待される小国町の姿である。

この将来像は、第三次小国町総合計画である「白い森の国おぐにの基本構想」の町づくり理念である

- ①人 づ く り～風格ある町を目指して
- ②環 境 づ く り～利便性の高い町を目指して
- ③暮らしづくり～持続的発展可能な町を目指して

に努力することにより、達成される小国町の姿をできるだけ計量的に示したものである。

この将来像は、長期の見通しであり、社会経済のさまざまな要因によって、少なからず変わりうるものであり、ある程度の幅をもって弾力的に理解されることが望ましい。

また、小国町の人口、経済の将来像は、「21 世紀の国土の※¹ グランドデザイン」や「やまがた総合発展計画～子ども夢未来宣言～」に基づく諸政策が積極的に推進されるものと想定し、小国町が、今後とも地域社会の維持発展を図っていく上で、期待すべき、目標値として設定したものである。

(1) 産業別の方向

①第一次産業

国際的な枠組みの中で、米政策改革をはじめとする農業の構造改革が進められているが、地産地消やグリーンツーリズムなどに関連した複合的農業の取り組みや、環境保全型農業を展開していくことにより、将来にむけて持続可能な農業の展開を図る。

具体的な方策としては、「交流と定住」のまちづくり施策を展開することにより、多様な就業機会の確保が可能になることから、農業の構造改善と農用地の流動化促進に取り組み、農村地域の活性化を図っていく。

さらに、地域農業の構造改善や中核的農家の育成を推進するとともに、農林水産物の生産から加工・流通の一貫体制を確立し、付加価値を高めながら、地域の安定的な就業の機会の拡大を図り、高齢者や女性等の就労の場を確保していく。

※1 広い視野に立った構想

② 第二次産業

既存企業が国際的な分業関係の激化といった環境の変化に柔軟に対応し、新たな分野への挑戦と企業活動の持続的な発展拡大が見込まれることから、企業を安定的に成長させるための環境整備や人材の確保と養成といった施策構築の戦略化を図る。

③ 第三次産業

少子高齢化社会を背景とした福祉関連産業や、情報通信基盤を活用したサービス産業の拡大発展が期待されるとともに、地域資源を活用した総合産業の創出により、交流産業の発展を図っていく。

(2) 人口フレーム

① 行政区域人口

	平成 2 年	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年
人口（人）	11,315	10,715	10,262	9,742
世帯数（世帯）	3,217	3,136	3,209	3,277
世帯当りの人員（人）	3.52	3.42	3.20	2.97

国勢調査

本町の将来人口は、過疎地域自立促進計画において、平成 22 年度を目標年次として、9,728 人と予測している。

本計画の目標年次である平成 38 年度における人口と世帯数は、少子高齢化現象を考慮して、次のとおり予測する。

年次	人口（人）	世帯数
平成 28 年	8,500～9,000	2,700～2,900
平成 38 年	7,500～8,300	2,500～2,700

②年齢階層別人口

高齢者（65歳以上）の比率が高まっていくものと予想されるが、町内の雇用機会の拡大等を図り、生産年齢人口の町外流出を抑制していく。

	年齢別人口（人）			
	昭和 60 年	平成 17 年	平成 28 年	平成 38 年
総 数	12,096	9,742	8,500～9,000	7,500～8,300
0～14 歳	2,202	1,294	800～1,000	500～800
15～64 歳	8,099	5,411	4,000～5,000	3,000～4,000
65 歳以上	1,795	3,037	3,000～3,700	3,500～4,100
高齢化率	14.8%	31.2%	33.3%～43.5%	42.2%～54.7%

③市街地人口（用途区域内）

本町の市街地人口は、過疎地域自立促進計画では、目標年次の平成 22 年を、現在とほぼ横ばいの 4,830 人と予測している。本計画の目標年次である平成 38 年における市街地人口は、あけぼの地区の宅地分譲が完了し、居住者の増加を見込み、現在の行政区域と用途地域の人口比率 47%より増加した数値になるものと予測する。

市街地人口（人）（用途区域内）		
平成 17 年	平成 28 年	平成 38 年
4,829	4,400～4,600	4,000～4,200

(3) 産業のフレーム

小国の産業構造は、第二次産業が主産業であり、山村では稀な就業構造になっている。かつては、農林業を主体とする一次産業主体の純農村であったが、昭和13年、町が持つ豊富な水資源を活かし、日本電興株式会社が発電所をおこして町に工場を立地、操業を開始した。以来、第二次産業の占めるウエイトは年々高くなり、産業別生産額でも第一位の構成比を持つようになった。

① 就業者数の予測

産業	第一次産業就業者数(人)	第二次産業就業者数(人)	第三次産業就業者数(人)
平成2年	978	3,107	2,080
平成7年	615	2,760	2,196
平成12年	406	2,570	2,147
平成17年	402	2,482	2,114
平成28年	100～300	2,000～2,500	2,100～2,300
平成38年	100～300	2,000～2,500	2,100～2,300

② 産業別総生産額の予測

単位：百万円

	第一次産業	第二次産業	第三次産業
平成2年	1,597	24,770	16,380
平成7年	1,108	21,519	19,490
平成12年	821	18,994	20,222
平成28年	400～600	17,000～21,000	19,000～23,000
平成38年	400～600	17,000～21,000	19,000～23,000

産業別総生産額の予測では、第一次産業は、減少傾向と示す反面、農山村の環境・景観資源を活用した第三次産業での生産額が増加するものと推測した。また、第二次産業は現在の生産額を維持しつつ拡大基調を示すと予測した。

(4) 土地利用計画

現行の用途地域指定に応じた利用がされていない未利用地が相当多く残っており、これらの有効な土地利用を図るため、現況用途の見直しとともに、適正な土地利用への誘導を図っていく。また、将来的には50人/ha程度（人口集中地区）の人口密度への復活を目指し市街地の整備を図っていく。

①土地利用フレーム

都市計画区域の将来フレームについては、現行の水準を確保することとし、住宅地、工業用地、商業用地の需要推計を行い、用途地域の効果的な誘導を図っていく。

現在の土地利用別面積

単位: ha, %

区分		用途地域		用途地域外		合計	
		面積	比率	面積	比率	面積	比率
自然的 土地利 用	田	21.55	9.4	88.85	16.5	110.4	14.4
	畑	9.36	4.1	33.61	6.3	42.97	5.6
	山林	1.45	0.6	317.93	59.1	319.38	41.6
	水面	13.46	5.8	9.78	1.8	23.24	3.0
	その他	7.40	3.21	30.69	5.7	38.09	4.9
	小計	53.22	23.1	480.86	89.4	534.08	69.5
都市的 土地利 用	住居用地	84.08	36.5	12.47	2.3	96.55	12.6
	商業用地	3.25	1.4	0.52	0.1	3.77	0.5
	工業用地	39.60	17.2	1.69	0.3	41.29	5.4
	公共・公益施設	29.13	12.7	20.72	3.9	49.85	6.5
	道路用地	17.82	7.7	17.75	3.3	35.57	4.6
	交通施設用地	0	0	0	0	0	0
	その他公的施設用地	0	0	0	0	0	0
	その他空地	3.1	1.4	3.79	0.7	6.89	0.9
小計		175.98	76.9	56.94	10.6	233.92	30.5
合計		230.20	100.0	537.80	100.0	768.00	100.0

1 1 . 用途地域内の土地利用の方針

本町の課題と、将来の街のかたちを考慮して基本理念を実現するために、土地利用をどのように誘導していくかを位置づける。（用途地域の指定と区域が必ずしも一致するものではない。）

（１）中心市街地商業地区

基本方針…用途地域面積は、現状を維持し、「歩いて楽しい商業空間」の形成を図る。

小国駅周辺は従来まちの玄関としての役割を担う地区として位置づけられていた。ここでは、公共交通利用の利便性向上に加え、地元住民だけでなく、来街者のための商業空間として主に商業機能の集積を進める。

（２）国道 113 号など沿道生活機能地区

基本方針…用途地域面積は、現状を維持し、「住民の生活を支える生活商業空間」の形成を図る。

住民のための生活商業空間として沿道生活機能地区に位置づける。ここでは、用途地域のあり方を検討しつつ、良好な沿道空間を整備することにより、住民が歩いて利用できる生活商業空間の維持・形成を図る。

（３）工業活動促進地区

基本方針…現在の用途地域の効率的な活用を検討し、「周辺環境に配慮し、コンパクトな工業の集積を目指す地区」の形成を図る。

主に、JR 米坂線東北側の一帯は、既存企業が目指す産業活動動向に的確に配慮していくとともに、コンパクトで高付加価値の高い活動促進地区としての発展の方向性を探る。

(4) 一般住宅地区

基本方針…用途地域面積の拡大を検討しつつ、50人/haに満たない住居地域の再整備を図り「歴史・文化の薫りがする安心・安全な居住空間」を形成する。

既成市街地を一般住宅地区として位置づける。ここでは低層な住宅地としての土地利用を維持するとともに、下水道整備や道路整備など各種施策の実施により利便性・防災性が高く、歩行空間の安全性やバリアフリーにも配慮した、人が集まり、ふれあい、人のぬくもりが感じられるまちを目指す。また、ここでは、越後十三峠街道の歴史的景観と調和し、周辺の自然環境と連続性のある街なみの構築を目指す。

1 2 . 街づくりの方針

(1) 環境にやさしい街づくり

小国の財産である豊かな自然環境を保全するとともに、まちの活力と人のぬくもりを感じられる生活環境を創り出していくために、環境負荷の少ない街づくりを進める。

①自然環境の保全・維持

美しい深山、里山、水辺環境を取り戻すために行政・住民が協働して各種施策を実行し、小国ならではの「新エネルギーと「森林セラピー基地」等による森林の総合的利活用を図っていく。

②持続可能な安全で安らぎのある循環型都市構造の構築

河川の水質回復のために、流域の下水道整備を積極的に進める。また、現在行っている広域による廃棄物（ごみ）の回収・処理体制の維持を図るとともに、リサイクルを推進し、ごみの減量化を図る。

これまでのまちづくり計画の根底に流れてきた「ぶな文化」に代表される「輪廻と共生の思想」をベースにして、環境の時代にふさわしい、持続可能な社会構築を目指していく。

(2) 災害に強い街づくり

昭和 42 年 8 月 28 日に襲った羽越水害は、日雨量 532mm という記録的な集中豪雨となり、町は一夜にして「泥の海」と化し、町民は失意のどん底に陥れられた。また、38 豪雪、48 豪雪、06 豪雪などの雪害にも幾度と見舞われてきた。このような、教訓を活かし、災害に強い街づくりを推進する。

市街地中心部において、「災害に強い街づくり」を推進していくためには、木造住宅が密集した市街地の改善、建築物や都市施設の耐震不燃化の促進、公共空間の確保など、町全体の防災性を向上していく必要があるとともに、その推進に当たっては、行政機関のみならず、住民や企業等の積極的な参画のもとに、総合的でかつきめ細かな対策を実施していく。

①災害に強い街づくりの目標

災害に強い街づくりの推進に当たっては、地域住民のニーズの把握を的確に行ったうえで、町全体の防災性の向上を目指していく。

ア) 道路、公園等の整備によるオープンスペースの確保

イ) 建築物、公共施設の耐震不燃化の促進

ウ) 治山、治水対策の推進と宅地の安全確保

エ) ライフライン施設等の整備と機能確保

オ) 交通機能の安全性、代替性の確保

②きめこまかな災害に強い街づくり

これまでの街づくりは、主として、都市全体の大きな観点から都市の骨格づくりを行う都市計画と、建築基準法に基づく敷地単位の建築規制の二本立てで行われてきたが、この両者をつなぐ、地区レベルの問題(建築物の用途・形態の混在など)が顕著となってきた。

今後、地区レベルの課題については、住民、企業、行政の「協働作業」により、地域の特性にあわせて必要なルールを定め、実践していく仕組みとして従来から小国町全域で生かされてきた協働の形である「よいなし型」まちづくりの実現を図る。

(3) 人にやさしい街づくり

これからの福祉の街づくりは、高齢者や障害者、子育てをしている人などを含むすべての人が引き続き住み慣れた地域で生きがいをもって自由に生活し、社会参加できるよう、住民と行政が協働していくことが必要である。

地域の中で誰もが自由に行動できるバリアフリーの環境整備をさらに推進するために、福祉のまちづくりの仕組みづくりや意識啓発など、今後さらに、福祉の街づくりの諸施策に活かしていく。

①住民参加による点検活動の推進

高齢者、障害者、子育て中の親、地域の住民、商店街、企業が参加した地域の点検活動をさらに充実させていくことが必要である。人にやさしい街の実現に向け、各地区の問題点を整理し、検証しながら整備していくことが必要となる。幅広い住民の参加による地域点検活動を充実させ、その結果を整備に活かしていく。

②人にやさしい道路や公園の整備

高齢者、障害者、子どもたちなど、誰もが安全で、快適に利用できる道路の整備と、誰もが自然を親しみ、のびのびと遊び、そして心の潤いを感じることができる公園等の整備を進める。

地方都市では、社会が確実に高齢化していく中で、生活の場が郊外へと移行し、車が必要不可欠な生活環境になりつつあり、このまま推移すると、高齢者が家から出ることが困難な社会になると考えられる。また、高齢者だけでなく、子どもや障害者、あるいは小さな子どもを連れた家族など、すべての人が出歩くことができるまちを創り出していく施策を図っていく。

（４）景観を大切にした街づくり

中心市街地の各々特色あるゾーンの景観の特性を把握し、景観を大切にした街づくりを展開する。

①「とおり」

「とおり」の整備には、広域的な幹線道路の要としての、町への出入口の整備及び、中心部の新たな道路拡幅（都市計画等で整備される道路）など、みちの構造整備と新たなデザインによる車止め、ベンチなどの整備や、段階を追った街並みの整備（雁木と緑による回遊緑道）（道路に新しい役割を付加）がある。さらに、既存の細街路の見直しによる楽しく歩ける道路整備があり、生活空間を結ぶ「とおり」のネットワーク化を目指す。

水辺が自然の公共空間であるのに対し、「とおり」は人工の公共空間である。「とおり」の機能として、車や歩行者を目的地に到達させる交通機能、「とおり」を挟んで建物や、植栽といった「とおり」を含んだ複合景観としての空間機能がある。

小国町の広域的な「とおり」（主要幹線道路）は、国道 113 号がある。

生活の道、おしゃれな道、なつかしい道、外に向かう道等々、さまざまな組み合わせにより、網の目となり、都市の構造をつくっている。生活の「みち」と呼ばれる「とおり」は、地域社会の共有空間として極めて人間的で、地域コミュニティの原点でもある。

このため、「とおり」自体に性格を持たせ、その整備を検討する。

「とおり」の性格を以下に整理する。

- ・街が形成されて来た、自然的もしくは、歴史的な関連を知るような性格
- ・周辺の景観の拡り等で、「とおり」自体がその場所の方角を示してくれるような性格
- ・山や特殊な地形がある意味の領域感を出してくれるような性格

このため、街路の地区における役割の違いや、沿道立地施設の違い、あるいは交通計画上の違いにより、性格づけを行うこととする。

また、観光客に対しては、回遊型(タウン・オリエンテーリング)の「とおり」の整備を目指す。

②「街かど」

「とおり」と「とおり」が交差する「街かど」に、様々な目的と意義を設け、都市空間の要となるような整備を図る。

町内の「まちかど」は、店舗等の建物がギリギリまでふさいだり、交通上危険なものや、コンクリートブロック塀に覆われているものがある。このような「まちかど」は本町に数多く存在しており、その使われ方も多種多様である。

日本の都市において、「とおり」と「とおり」の角は、「辻」とか「橋のたもと」とか呼ばれ、重要な場所であった。「まちかど」は、まちの構造を形づくるのと同時に、町民の交流の場であり、情報の集まる場として機能してきた。「まちかど」を街づくりのための戦略手法としてとらえると、そこは、町民の生活に密着した小空間であり、町民文化創造の拠点であり、人と人の接触の場でもある。

③伝統的建造物、「街なみ」

小国町の顔として位置づけられ、新しい用途・役割を発見し、商業街や観光資源としての新たな街なみづくりを目指す。

町内に分布する木造倉庫や蔵、町家、神社、仏閣など伝統的建造物は、それぞれが街の文化の有様を示している。

こうした建物は、現実には街の中でそれぞれの用途をもって機能している。

これらを街づくりのために取込む手法を、次の視点で検討していく。

- ・文化財として、歴史的環境の保存のための位置づけ。
- ・保存・修景によって固有性のある生活環境をつくり、それらに関連づけた回遊ルートを設定し、貴重な街歩き資源のひとつとする。
- ・古さと新しさが共存する商店街のための、中心の顔としての整備。
- ・建物の公開をすることによって、価値の顕在化を進め、住民への美意識の高揚を図り、観光の核として資源活用を促進する。
- ・街の個性化、イメージアップのため、地域産業と対応した使い方を考え、宿泊施設、土産物屋、喫茶店、食堂等への利用を検討する。

④旧小国町立病院跡地などの公共空間

新しい街並み創造のために、民間建築物のデザインを誘導するような公共空間の創造を目指す。

公共建築は街並にメリハリを与えるとともに、民間の建築デザインを誘導する役目を持つ。対象となる施設は、主として町民がそこに出向き、交流するための施設である。それらは、公民館や集会所・コミュニティセンター・スポーツ施設・学校・町役場など多岐にわたる。旧小国町立病院跡地なども大切な景観資源になると考えられる。これらは市街地と河川空間を繋ぐ大切な地域のオアシスとなる。

⑤景観の組み立て

街なみをつくるきまりを定め、統一観と個性のある美しい街並みづくりのための景観創造（用途、色、素材、規模、装置）を目指す。

景観は、建築物（点）、みち（線）、みどり・山（自然）から構成され、「点－線－面」の多相な連鎖が固有性を形成する。

小国の景観を構成するもののうち、特に景観体系の骨格となるものは、山と河川と街路である。山はまちの外縁をつくり、同時に街路を歩いているときや橋の上から見たときの人の視線をとどめるポイントとなって、街路や河川そのものを特徴づけている。

街の景観づくりのポイントは、次のとおりである。

- ・ 地域の連帯を深める景観づくり

美しい山なみ景観に対応した生活環境景観づくりへ、また、街なみ環境景観づくりを通じた地域活動の体制強化。

- ・ 景観の創造と発見

田園風景・やまなみ風景・伝統的街なみ景観のなかの既存街路の景観開発。

- ・ 景観の体系づくり

景観の体系の骨格をつくる線的要素は、見る人のイメージの中に平面座標を与え、まちの明確さを助長する。これら線的要素に加えて、個あるいは群としての点的要素が位置づけられることで、景観の体系化を図る。

- ・ 人工的景観の整備

地域固有の気候風土、自然材料、技術、生活空間等に整合した街並みづくり。

第3章 将来の都市構造

1. 都市空間の基本的構成

町ではいま、全町が「白い森公園」であるという認識で社会資本整備を図っている。

この考え方にに基づき、社会環境の変化を的確に捉えながら、持続的な町の発展を促し、新たな魅力づくりを進めるための土地利用を図っていくこととする。なお、都市内外を有機的に結びつける主要骨格を以下のように定める。

主要骨格

- ・ 道路 地域高規格道路：新潟山形南部連絡道路
 主要幹線道路：国道113号
 一般幹線道路：主要地方道、一般県道、都市計画道路
- ・ 鉄道 JR米坂線
- ・ 河川 横川、荒川、玉川
- ・ 山岳 飯豊連峰、朝日連峰

2. 主要用途の配置方針

小国駅前から中心商店街を経て役場に至るその周辺を中心市街地と位置づける。これら市街地を囲むような形で住居系、工業系の用途を配置し、計画的な市街地整備を進めていく。

(1) 住宅地

工業地域を除く他の用途地域全域に配置する。

住宅地については、高齢化の進行や都市化の進展等に対応した定住のための基礎的条件を整えていくことにより、雪国に適した居住水準と良好な居住空間の創出が図られるよう、生活関連施設の整備を計画的に進めていく。さらに、都市的土地利用が望ましい農地については、計画的に転用を図り、優良な住宅地の確保を図るものとする。

（２）商業地

中心市街地に配置する。

商業地については、中心商店街の再開発に伴う一層の利便性を図るためにショッピングセンター「アスモ」を商店街の核として位置づけるとともに、既存商店街の活性化を図っていく。

（３）工業地

JR 小国駅東側を中心に企業活動の利便性を考慮しながら配置する。もともと、既存企業が立地している地域でもあり、持続的安定成長と、時代の動きに対応できるよう適正な機能の充実を図る。また、市街地に分散する中小の企業については、軽工業用地や準工業地域等へと誘導していく。

3. 交通施設計画

小国町の土地利用の基本方針を踏まえ、都市機能や居住環境の向上に配慮し、交通施設計画を次のとおりとする。小国町の都市としての核を明確にし、主な都市施設等を有機的な動線で結び、明瞭な都市構造を目指した道路ネットワークの体系化を図る。

（１）地域高規格道路及び主要幹線道路の整備

地域高規格道路及び主要幹線道路は、国土、県土の骨格となる道路であり、次の路線を位置づける。

- ① 地域高規格道路：新潟山形南部連絡道路
- ② 主要幹線道路：国道 113 号

（２）環状道路の整備

市街地の外郭を形成する環状道路は、良好な住環境の形成に果たす役割が大きく、次の道路を位置づける。

- ① 一般県道：県道五味沢小国線、小国停車場線
- ② 都市計画道路：小坂町大宮線、小国停車場西線

（３）一般幹線道路の整備

一般幹線道路は、主要幹線道路や環状道路を補完する道路である。

- ① 主 要 地 方 道：川西小国線
- ② 都 市 計 画 道 路：西北線、小坂町岩井沢線、坂町八木沢線
栄町小坂町線、小国町線

4. 公園緑地計画

森林をはじめとする豊かな自然環境を保全していくとともに、都市形成の上で重要な役割を果たす農用地の活用と保全を図っていく。

また、中心市街地においては、都市公園の整備を進めていくとともに、冬期間のスムーズな除雪を行うために、堆雪空間としての公共空間として活用を視野に入れていく。

(1) 自然環境・風土の保全

町土の約94%は山林で占められており、ぶなをはじめとする広大な広葉樹林が広がっている。今後の国土づくりの考え方の一つとして、「持続可能な美しい国土の創造」が示されており、自然環境を保全し、健全な姿で将来世代に引き継いでいくべき資産として、改めて強く認識されてきている。

このため、ぶなの森の恵みによって育まれ、自然の四季の変化と循環機能を生活の中に上手に取り入れてきた生活文化「ぶな文化」を継承し、森林浴や森林療法（森林セラピー）といった国民的ニーズの高まりに応える土地利用を図りながら、本町の持つ自然環境と風土の保全に努めていく。

(2) 優良農用地の保全及び活用

農業振興の基盤としての優良農地の確保に努めていくほか、農用地の公益的機能の発揮や、里山と一体化した集落景観が形成されるよう配慮していく。また、持続可能な集落営農が確立できるように、土地利用の集約化と農地の保有合理化を促していくとともに、その優れた環境の維持努め、都市づくりへの活用を図っていく。

(3) 市街地における公園緑地の整備

本町の公園緑地整備の整備水準は高く、用途区域内に適正に配置されている。しかし、小国町は全国屈指の豪雪地帯であり、市街地でも2mの積雪を記録する。雪を克服して快適な生活を送るために、将来

的には市街地内に雪処理の空間としても、公園緑地を確保していく。

5. 河川・下水道

町内を流れる主要河川の未改修地区については、計画的な改修に努め、災害のない都市環境づくりを進める。

(1) 河川

横川水系については、横川ダムの建設を促進し、町中心部はもとより下流域の洪水災害防止に努める。

荒川水系については、荒川流路工とその背後地一帯の利活用を推進していく。また、荒川本流の河床低下による河川環境の変化は、農業等の産業活動の影響だけでなく、地域住民に直結する問題となるため、河川改修等の対応を図る。

玉川水系については、玉川砂防林事業等による保全施設の整備を促進し、緑や水のふれあい空間を確保していく。

(2) 下水道

本町の公共下水道事業は、平成4年度に着手しており、市街地を中心とした全体計画面積は253haとなっている。今後は、全体計画の達成に向けて計画的に整備を推進していく。

公共下水道による処理計画区域外の地域については、合併処理浄化槽により集落環境の環境衛生の向上に努めていく。

6. 都市防災施設

(1) 市街地における防災対策

本町市街地の住宅密集地帯においては狭隘な道路の整備を進めるとともに、消火・避難場所の確保や建築物における不燃材使用の促進・誘導を図っていく。

(2) 防災基幹施設の安全性の確保

役場、消防、警察等の防災機関の施設や医療機関、学校、公民館などの防災基幹施設は、災害時における緊急対策活動の拠点となることに加え、避難場所として利用されることが多い。このため、これらの

施設の機能を保持するとともに、安全性の確保を図る。

①主要河川の整備

山林の荒廃の影響により、降雨時における出水が増加し、洪水被害が増大する恐れがある箇所を点検し、必要な改修、補修等を計画的に実施する。

7. 環境計画

これまでの街づくりの戦略的考え方である「ぶな文化交流圏構想」をベースにし、環境の時代にふさわしい持続可能な社会構築を目指していく。

(1) 持続可能な安全で安らぎのある暮らしの構築

長い間生態系の循環システムに適合してきた先人の暮らし方や知恵に学び、これらを環境負荷の少ない社会経済活動に活かしていく。

(2) 自然環境の保全

豊かな森林とそのダイナミックな生態系を未来に残し、源流地域として水質をはじめとする水環境や水辺の景観を保全していく。

(3) 新エネルギーと森林の総合的利活用

広大な森林と大量な積雪、豊富な水資源などの自然エネルギーを最大限に活用しながら、温室効果ガスの排出削減と地域コミュニティの活性化を目指していくとともに、貴重な自然環境の保護や共生空間である比較的身近な里山の落葉広葉樹林の適正な維持管理や杉の人工林の健全で持続的な経営を図る。

また、豊かな森林や溪流の美しい景観、温泉、自然体験施設を総合的に活用した自然とのふれあい環境学習、森林セラピーの場などとして保全と利活用の調和を目指していく。

(4) 参加と協働のしくみ構築

環境負荷の低減行動と同時に、積極的な環境保全活動にできるだけ多くの町民が参加しやすいしくみづくりを進めるとともに、環境活動の推進に寄与する新しい産業おこしや、それを支援する体制を整えていく。

また、町民、行政、事業者、学校、NPO、交流者等のそれぞれが担うべき役割を明らかにしながら、協力・連携していく社会を目指していく。

8. 住宅計画

(1) 雪に強くゆとりある住まいの形成

①良質な住宅および宅地の供給

本町の高い持家指向に応えるために、優良宅地の造成等を検討し、良質な住宅供給を図るとともに、多様化する生活様式や住環境に対応していくため、世代にあったリフォームや改善を支援していく。

また、各集落において自立した地域社会を築いていくことができるよう、地域特性を活かした総合的な地域づくりを進め、定住環境を整備していく。

②良質な賃貸住宅の供給促進

需要に応じた公営住宅の適正な供給を行うとともに、質的向上を図るため、老朽化が進む町営住宅については、建て替えも検討していく。

③雪に強い住まい・住環境の推進

小国町に適した雪に強い住宅の普及について検討する。また、道路等の公共施設の除排雪や流路溝を利用した屋根や住宅周辺の雪処理システムを再構築し、効率の良い雪処理を検討していく。

(2) 地域の魅力あふれる住まいの形成

①豊かな生活を支える住環境の形成

安全で快適な魅力ある市街地を形成していくため、街路や公共下水道、公園等の都市基盤が整備された良好な住環境の形成を促進する。

また、集落部については、地域間道路や域内道路などの整備と、新しい生活圏の形成を進めながら、地域の特性にあった住環境の整備を進めていく。

②福祉施策との連携

保健・医療・福祉の連携した包括ケアタウン「癒しの園」の高度に集積した施設や組織の活動により、在宅サービスや医療・保健サービ

スを充実し、高齢者や障害者の居住生活を支援していく都市機能を展開していく。

また、シルバー人材の活用など、いきがい対策を進め、高齢者・障害者の簡単な住宅修繕や清掃等のサービス事業など、新たな福祉事業の展開を検討する

第4章 まちづくりの推進にむけて

1. 都市計画の決定・変更

(1) 都市計画の基本的な考え方

近年、環境問題や少子高齢化問題に対する関心が高まる中で、住民自らが暮らす街のあり方についても、これまで以上に関心が高まっており、都市計画に対して住民自らが主体的に参加しようとする動きが広がっている。

このため、今後の都市計画決定手続きにおいては、都市計画に対する住民の合意形成を円滑化し、計画の確実な実現のために、都市計画決定手続きにおける住民参加の機会の拡大を図る。

①都市計画とは

町民一人ひとりの営みが、都市を形成している。その都市を魅力と活力あふれる空間にしていくため、また、社会生活を安心して快適に送るためには、都市づくりにおけるルールが必要である。

例えば、建物の建て方のルールとして「土地利用規制」を定めたり、道路や公園、下水道など街の骨格となる「公共施設」をつくる際には、街なみや人、車の動向、市街地外地域や他の都市との関係など、総合的に判断して計画を樹てたり、それぞれのルールや計画に沿って整備・開発を行う必要がある。

このように、街をつくる柱となる基本的な指針として「小国町都市計画マスタープラン」が策定され、このマスタープランに基づき、都市づくりが展開される。

(2) 都市計画の決定主体

都市計画法では、県又は市町村が都市計画の内容や影響の範囲に応じて適切な役割分担のもとに、都市計画を決定・変更することとされている。小国町が決定する都市計画については、一部の事項を除き知事に協議し、その同意を得なければならない。

（３）都市計画の市町村決定の場合の手続き

市町村の決定区分となっている都市計画については、必要に応じ説明会等を行い、町が原案を作成し、小国町都市計画審議会に諮り、町議会の議を経て決定する。

①関係機関との協議

市町村の決定区分となる都市計画については、内容に応じ、関係機関と協議を行いながら、同意を得た後、「生活に身近な都市計画」を決定する。

②公聴会等の開催

市町村計画の内容により、必要に応じ、説明会や公聴会等を開催するとともに、案の縦覧等の手続きを得て都市計画を決定していく。

案の縦覧期間は、告示の翌日から２週間とする。

③知事との協議

市町村は都市計画の決定について、審議会答申の写し、関係機関協議結果の写し、縦覧結果等を添付し知事と協議する。

④決定（変更）の告示・縦覧

県知事の同意を得たときは、都市計画の決定（変更）の縦覧について告示する。

また、都市計画の決定等の効力は告示の日より発生する。

２．まちづくりの推進に向けて

（１）計画の実現

都市計画マスタープランの実現には、各課の連携だけではなく、住民の意見を丁寧に汲み取ることが重要となる。また、町内の有為の人材を活用するボランティア活動を積極的に計画に取り込んでいく必要がある。さらには、将来の社会を担う子ども達がまちづくりに関心を持てるよう、総合学習・生涯学習としてまちづくり活動への参加を進めていく必要がある。

（２）計画の見直し

社会情勢の変化や住民意識の変化等により計画の評価を行い、既案計画の指針等に変更を要する事案が生じた場合は、速やかに計画の見直しを図り、必要に応じ改訂していく。

資 料

小国町都市計画審議会委員

区 分	氏 名	職 名
学識経験 のある者	温 井 亨	東北芸術工科大学助教授
	岡 村 幸 弘	北陸地方整備局飯豊山系砂防事務所長
	渡 部 鍊太郎	小国町振興審議会長
	伊 東 宏	東芝セラミックス（株）小国事業所長
町議会 の議員	安 部 周 次	小国町議会議長
	佐 藤 祐 一	小国町議会総務厚生常任委員長
	高 野 健 人	小国町議会文教産建常任委員長
関係行政 機関及び 団体職員	早 坂 登志勝	置賜総合支庁建設部次長
	加 藤 功	小国町商工会会長
	井 上 市 郎	小国町農業委員会会長

小国町都市計画策定会議委員

区 分	氏 名	職 名
委員長	加 藤 春 雄	助役
委 員	今 正 逸	教育長
	小 林 新太郎	総務企画課長
	阿 部 英 明	総務企画課政策企画室長
	相 馬 剛 志	町民課長
	小 池 克 昌	健康福祉課長
	五十嵐 久 衛	産業振興課長
	後 藤 和 人	産業振興課地域産業室長
	高 橋 和 衛	教育次長

事務局

所 属	氏 名	職 名
地域整備課	山 口 政 幸	課長
	齋 藤 一	住宅環境室長
	横 山 澄 絵	住宅環境担当係長
	佐 藤 秀 樹	主事

策定の経緯

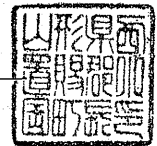
平成 18 年 6 月 9 日	県都市計画課事前協議 ・都市計画手続きについて
6 月～9 月	都市計画マスタープラン素案の整理
10 月 6 日	県都市計画課事前協議 事務局会議 ・都市計画マスタープランのとりまとめについて
11 月 8 日	事務局会議 ・都市計画マスタープランのとりまとめについて
11 月 15 日	事務局会議 ・都市計画マスタープランの策定について
11 月 21 日	小国町都市計画策定会議 ・都市計画マスタープランの策定について
11 月 22 日	県都市計画課事前協議 ・都市計画マスタープランの策定について
11 月 24 日	小国町都市計画審議会（小国町役場） ・都市計画マスタープランの策定について
12 月 6 日	住民説明会（おぐに開発総合センター） ・都市計画マスタープランについて
12 月 8 日	町議会文教産建常任委員会説明 県都市計画課事前協議 ・都市計画マスタープランの策定について
12 月 12 日	町議会全員協議会説明 ・都市計画マスタープランの策定について
12 月 15 日	町議会議決

地整発第 387 号

平成18年11月24日

小国町都市計画審議会会長 殿

小国町長 小 野 精



小国町都市計画マスタープランの策定について（諮問）

標記の件について、別冊のとおり素案をとりまとめたので、小国町都市計画審議会条例（平成12年3月21日条例第3号）第2条の規定により、下記事項について貴審議会に諮問します。

記

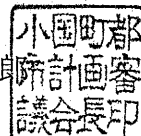
諮問第1号 小国町都市計画マスタープランの策定について



平成18年11月24日

小国町長 小 野 精 一 殿

小国町都市計画審議会
会長 渡 部 錬太郎



小国町都市計画マスタープランの策定について（答申）

平成18年11月24日付け地整発第387号で諮問のあった標記の件について、下記のとおり答申します。

記

- 1 答申内容 小国町都市計画マスタープランの策定について、適当と認め、諮問原案のとおり答申いたします。